

Muribushi 群★星



沖縄復帰30周年 記念特集号



THE 30th ANNIVERSARY
OF THE REVERSION



ご挨拶

本土復帰30周年とこれからの沖縄振興について

沖縄及び北方対策担当大臣 …………… 尾 身 幸 次 …………… ①

沖縄総合事務局設置30周年を迎えて

内閣府沖縄総合事務局長 …………… 吉 田 正 嗣 …………… ②

内発的発展と開かれた沖縄

沖縄振興審議会会長（法政大学総長）…… 清 成 忠 男 …………… ③

復帰30周年の回顧と展望

沖縄県経営者協会会長 …………… 知 名 洋 二 …………… ④

沖縄総合事務局創立30周年を記念して

五十五会会長（沖縄総合事務局OB会）…… 島 袋 幸 松 …………… ⑤

特集 1

沖縄復帰30周年記念式典開催 …………… ⑥

特集 2

沖縄振興特別措置法 …………… ⑧

特集 3

沖縄振興開発30年のあゆみ …………… ⑫

沖縄総合事務局復帰っ子からのメッセージ

農林水産部 農政課 …………… 島川真由美 …………… ④⑤
開発建設部 技術管理課 …………… 豊見山直樹



〔表紙解説〕

三十年前の沖縄復帰記念式典
（東京日本武道館、一九七二年五月十五日）と五月十九日に開催された沖縄復帰三十周年記念式典（沖縄コンベンションセンター）



▲ カツオ、キハダマグロの群



▲ ウシバトビエイの群



黒潮の海に
マンボウの子

国営沖縄記念公園（海洋博地区内）に11月開館する「沖縄美ら海水族館」の世界最大規模の水槽「黒潮の海」に5月18日、マンボウの子4匹が搬入された。複数のマンボウを本格的に飼育するのは県内初で全国的にも珍しいという。

ご挨拶



沖縄及び北方対策担当大臣

尾身 幸次

本年は、沖縄の本土復帰三十周年という、沖縄が新しい時代に向けて飛躍する節目の時期を迎えました。私は、この節目の年を沖縄担当大臣として迎えることを大変光栄に思うとともに、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いがしております。

沖縄のこの三十年間を振り返ると、政府は、三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、本土との格差是正を図るため、インフラの整備を中心に約六・八兆円の公共投資を行い、かなりの成果をあげてきました。しかし、全国の約七割の水準にある一人当たりの県民所得や高い失業率など、沖縄はまだまだ改善しなければならぬ多くの課題を抱えています。

また、沖縄には、米軍基地の問題もあります。在日米軍の存在が日本の平和と安全のみならずアジア・太平洋地域の平和と安定に貢献し

ている一方で、沖縄県民の皆さまには大きな負担をおかけしていません。昨年、小泉総理が沖縄全戦没者追悼式に出席し、「沖縄の問題は日本全体の問題であることを私は認識している」と言われましたが、まさにそのとおりだと思います。私自身はもちろん国民全体がそういう意識をしっかりと持ちながら、この問題に取り組んでいかなければなりません。

この問題については、S A C O

本土復帰三十周年と これからの沖縄振興 について

は重点の置き方を変え、民間主導による自立型経済の構築という視点から沖縄の将来の大きな絵を描いていきたいと思っています。全会一致で去る三月二十九日に成立し、四月一日から施行された沖縄振興特別措置法もこのような考え方に基づくもので、基幹産業たる観光産業、新しいリーディング産業に育ちつつある情報通信産業、製造業、農林水産業などの一層の振興を図るとともに、「情報通信産

太平洋地域の知的クラスターとして発展させ、その経済的自立を実現することをねらいとしています。

優秀な人材を世界中から集めるため、この大学院大学では、研究活動や会議などはすべて英語で行います。さらに学長は外国人とし、海外の一流の大学、研究機関と連携を図り、若手研究者も能力を発揮できるような環境を整え、学会も頻繁に開催するなど、日本には他に例のないフレキシブルかつインターナショナルな大学院大学にするつもりです。

私は、このような世界最高水準の大学院大学が二十一世紀の沖縄振興の柱となり、沖縄の社会経済を大きく変えていくことになると考えております。

沖縄は今新しい十力年計画の門出を迎えています。この十年を沖縄にとって真に有意義な十年とするには、沖縄の二十年、さらには三十年先を見据えた長期的展望の上に、今我々は何をなすべきかを自らに問う必要があるでしょう。

沖縄の抱える課題はまだ大きく、関係者のみなさんが沖縄の次の三十年の礎を自分たちが築くのだとの気概を持って全力をあげて取り組んで行くことを、大臣として心から期待しております。政府も全力で県民のみなさまともども頑張っております。

最終報告の着実な実施を通じて、基地の整理・統合・縮小を進めていくなど、県民のみなさんの負担軽減に向けて今後とも全力で取り組んでいきます。普天間飛行場代替施設については、昨年末の第8回代替施設協議会で決定された「代替施設基本計画主要事項の取扱い方針」を踏まえ、沖縄県及び地元地方公共団体と引き続き協議を行い、代替施設基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

経済面の課題については、今後

業特別地区「金融業務特別地区」など画期的な制度を設け、関連産業の集積や人材の育成、雇用の増加を進めてまいります。

この法律により、私がかねてより提唱してきた「大学院大学」の整備を進めていくことも確認されました。これは、沖縄担当と同時に科学技術政策担当を兼ねる私ならではの構想であります。

この大学院大学は世界中から人材を沖縄に集め、この人たを育てることによって沖縄をアジア・



内閣府沖縄総合事務局 局長

吉田 正嗣

この五月十五日、沖縄は本土復帰三十周年を迎えました。沖縄総合事務局は沖縄の本土復帰と同時に設置され、以来、国の総合出先機関として沖縄の振興開発に携わってきました。三十周年を迎え、あらためて関係各位、県民の皆様のご支援とご協力に感謝申し上げます。

本土復帰時の沖縄は、産業基盤、生活基盤の整備が立ち遅れ、県民所得その他の面で本土との著しい格差が存在していました。このため政府は三次にわたり沖縄振興開発計画を策定するなど沖縄の振興開発を強力に推進してきました。沖縄総合事務局は本土復帰以来、道路、港湾など交通体系の整備、水資源開発、公園整備、農林水産業の基盤整備等の社会資本整備を進めるとともに、沖縄の振興開発に直接関係する多くの省庁の現地出先機関として県民の暮らしや事業活動に関わる幅広い行政事務を担当

してきました。

立ち遅れていた社会資本の整備については県や各市町村と連携、協力しながら多くの事業を進めてきました。それぞれまだ課題は多いものの県民生活の安定や利便、経済活動のインフラとしての機能は格段に向上し、本土との格差は着実に縮小してきました。

農林水産業、金融、商工業、観光運輸などの経済分野においては本土との遠隔性、多くの離島からな

帯性気候、成長著しいアジア諸国との近接性などの数々の優れた特性は沖縄の可能性を意味しています。

しかしながら、現在までのところ経済全体としては沖縄の優位性を活かした発展が不十分な状況にあります。依存型経済を脱却し、自立経済への転換を図っていくことがこれからの最大の課題となっています。特に現在の厳しい雇用状況を改善していくためには、新し

沖縄総合事務局設置 三十周年を迎えて

る地理的なハンディ、長年にわたる我が国施政権からの分離がもたらした問題などに対処するとともに、沖縄独特の産物、伝統文化、美しい自然景観などを活かした産業振興に取り組んできました。

今日、沖縄の社会経済は復帰時に比べると総体としては大幅に改善されてきました。日々眼に見えて整備が進む街の様子などは本土の都市と比べて全く遜色がないと言っても過言ではありません。むしろ健康や長寿、美しい海や亜熱

い産業、新しいサービスの創出・拡大、またこれに対応する人材育成を急いで進めていく必要があります。この四月からは沖縄県民の期待に応える新しい沖縄振興特別措置法が施行され、沖縄の自立的発展のための制度的基盤の整備がなされました。今後はこの新しい制度を十分に活用して二十一世紀の沖縄を支える新しい産業を生み出し、大きく伸ばしていくことが期待されています。

現在、沖縄県、市町村、経済界そ

の他関係者の方々が新法制定を受けて具体的な成果につなげていくための取組みを本格化させているところであり、沖縄総合事務局としても連携を図りながら、自立経済の実現に資する行政運営に努めて行きたいと考えています。

沖縄総合事務局は昨年一月の中央省庁再編に伴って、内閣府の地方支分部局となりました。内閣府は内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整等を任務として新たに設けられた機関であり、沖縄総合事務局はその一翼を担う機関として、責務は従来にも増して重いものとなりました。

近年、沖縄だけでなく我が国の経済社会の構造、国民のニーズあるいは海外とのつながりなどあらゆる面で変化がめまぐるしく、より一層的確な見通しと行動が必要となっています。このような状況の中で新しい時代に向けて乗り出す沖縄にとつて道程は平坦なものではないかも知れませんが、沖縄県民の創意工夫と熱意により、必ず大きな飛躍を遂げられるものと確信しております。沖縄総合事務局としても県民の皆様の期待に応えられるよう全力を挙げていく決意でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



沖縄振興審議会会長(法政大学総長)

清 成 忠 男

新法によって、沖縄振興の新しい枠組が構築された。

地域振興にとつてなによりもまず重要なことは、内発的發展をどのように進めるかである。地域の人々が強い意思をもち、主体性を発揮し、地域の運命を自ら決定することが基本原則でなければならない。

だが、経済のグローバル化が進展した今日においては、地域振興のあり方は、三十年前とは大きく異なっている。そして、わが国の社会は、工業社会から知識社会へと移行しつつある。無形の知識が最も重要な経済資源となる社会が知識社会である。

わが国の生産機能は中国をはじめとする東南アジア諸国に急速に

流出しつつある。わが国に立地する

経済機能は、高次の知的機能にシフトせざるをえない。そうした機能を担うのは、高度のプロフェッショナル人材である。

制度を動かすのは人間である。したがって、沖縄に振興のための新しい制度ができて、それを生かすも殺すも、専門人材の活動し

内発的發展と 開かれた沖縄

ろん、ウチナーンチュに高度のプロフェッショナル人材が多いというのであれば、問題はない。しかし、沖縄に限らず、全国的に見てもそうした人材が不足しているのが日本の現状である。金融にしても、ITにしても、生命科学にしても、国際的に通用する人材の蓄積という点で、わが国は遅れをとっている。

が目立つ。

また、パリやミラノで活躍しているファッション・デザイナーにしても、外国人が圧倒的に多い。他の分野においても、同様の現象が見られる。

グローバル化が拡大した時代においては、地域は、さまざまな面で外に開かれざるをえない。ヤマトンチュや外国人の専門人材を活用して、国際競争力を有する独自の地域の形成を進めることが、地元リーダーの役割である。専門人材が集まり、地域が発展すれば、地元出身の専門人材が自ずと育つ。結果として、雇用も拡大する。

いずれにしても、これからの沖縄の地域振興にあたっては、東南アジアの国や地域の動向を常に察知するとともに、独自の構想をもち、外国人にもオープンな内発的發展を目指すことが望ましい。

目標は、あくまでもグローバル時代における高次機能のハブの形成である。

だいである。地域振興のリーダーシップをとるのがウチナーンチュであることは当然だが、専門人材は広く全国から、あるいは外国から集めなければならない。いわゆるウインブルドン現象の実現である。国際的に通用する一流のプレイヤーを集めるのである。メインのプレイヤーは、必ずしもウチナーンチュである必要はない。もち

専門人材の豊富なアメリカにおいてすら、外国人パワーに大きく依存しているという状況が見られる。例えば、シリコンバレーはICに依存しているといわれる。ICは必ずしも集積回路ではない。インド人(I)と中国人(C)である。彼等が重要な研究開発に貢献しているのである。大リーグ野球においても、外国人プレイヤーの活躍



沖縄県経営者協会 会長

知名 洋二

「祖国復帰三十周年」と聞くと、転た感慨を禁じ得ないものがある。太平洋戦争後、米国の統治下に置かれ、県民が等しく待ち望んだ祖国復帰であったが、その実現までには二十七年間の歳月を要した。その間、沖縄県民にとっては早天に慈雨を待つが如く、長く感じられた二十七年間であったが、「復帰三十周年」は、その年月をも越えたことになる。この三十年間をもうこんなにも経過したのかと感じるのは、思うに、経済活動の面から見れば、高度成長下、世界の経済をリードしていた本土に追いつけとばかり、無我夢中であれこれに取組んできたことによるものかと思う。

この三十年間を概観してみると「沖縄振興開発特別措置法」（沖振法）と「沖縄振興開発計画」（振計）で、本土との格差是正と経済・社会等の各分野における自立のための基

礎条件の整備を柱としてスタートした。沖振法は二度の延長、振計は三次にわたる制定がなされ、持続した政府の支援を得ることができた。

復帰以降、六兆円を超える「沖縄振興開発事業費」が投入されたことにより、特にインフラに関しては道路・空港・港湾・電力・ダム等の産業、社会基盤をはじめ多くの分野で目を見張るような整備がなされ、他府県よりも整備されている

一面、県民の懸命の努力にもかかわらず、産業振興を柱とした「格差の是正」が当初の設定通りに推移し得てない。それについては「計画」が達成できなかった様々な要因はあるが、私どもも「計画」が予想したのとは別の展開を示した周囲の環境の変化にうまく対応できなかった面はなかったか、との反省も含め検証も当然必要であるが、沖縄県の経済、社会が着実に発展してきていることは間違いない

復帰三十周年の 回顧と展望

面も多い。又、中長期の対策とは別に復帰直後の過渡期の対策として、「沖縄の本土復帰に伴う特別措置に関する法律」で米の値段やウィスキー、牛肉等の関税措置及び零細企業のための種々の措置その他が、状況を勘案し、必要なものは延長して保護しながらソフトランディングを期したことも、大きな効果を上げており忘れてはならないと思う。

ところである。

これまで復帰後の沖縄経済を支えてきたのは、主に基盤整備に注ぎ込まれた公共工事であり、やはり基地関連の収入であり、観光からの収入である。観光収入は、一次振計では大きなウエイトを占めてなかったが、今やリーディング産業の位置にある。三本柱のうち、公共工事については国の政策もあり、これまで通りにはいかないであろうし、基地も順次整理縮小の方向で推移していくであろう、いわゆる三Kに加えて、県経済の自立化を目指し、新たな一步を踏み出す時期に来ている。

四月から新「沖振法」が施行され、同法と連動する「計画」も七月上旬の策定へ向け、鋭意作業中と聞いている。復帰三十周年を迎えスタートする新「沖振法」と「計画」の目指すところは、自立経済を築き上げることに尽きよう。この三十年来のキャッチアップのスタンスから、国・県のサポートをいたさながら、民間主導で県民が主体となり知恵を絞り、積極的に「釣り具」を駆使し経済の自立化を期さなければならぬと思うのである。それは可能にするため、新「沖振法」には租税の軽減など産業の育成に向けた多くの特別措置の配慮をいただいている。自立経済の確立は私どもが相当頑張らねばならないが、そういう中で、全国トップの人口増加率県における若人の高失業率の解消は、これからの元気のあがる県づくりのために、最優先で取り組まねばならない課題であるし、新「沖振法」に盛り込まれている制度を十二分に活用し、復帰三十周年を大きな節目に「自立化」へ邁進しなければとの思いを深くするものである。



五十五会会長(沖縄総合事務局OB会)

島袋 幸松

内閣府(沖縄開発庁)の出先機関として設立された沖縄総合事務局は、沖縄が本土に復帰した昭和四十七年五月十五日に事務所が開設され、爾来三十年間開発行政に寄与した功績は顕著である。

復帰当時の職員構成は琉球政府引継ぎ職員を始め、日本政府南方連絡事務所の職員、復帰後各省庁からの出向者、及び少数ではあるが、米国民政府からの職員で編成されていた。

さて、復帰が確定した当初私は南方連絡事務所に約一力年在職していたが、復帰に向けての沖縄総合事務局の庁舎借り上げのため、建築中の松屋産業ビルの設計図面を大蔵省へ送付し借り上げの準備をしたり、本土からの出向職員の

宿舎借り上げに奔走していた当時、走馬灯のように懐かしく思いだされる。

復帰当日は朝からの雨だったが午前中は水道公社(米国民政府)所管財産の引き継ぎで大蔵省の係官と伴に沖縄市にあった水道公社の事務所引継ぎを完了させた。

その後、米軍が使用している国

過するうちに、職員の一体化が進められた。

開局十周年を契機に、OB同志の交流を望む声が強まり、また局内でも話題となり、いよいよOB会の発足に向けての気運が高まった。

五十五会は、昭和五十八年五月に誕生し、開局十一年目に設立を

沖縄総合事務局 創立三十周年を 記念して

有財産の提供事務は一日の空白も

許されない事から、提供財産事務処理のため、決済書類の持ち廻りで多忙を極め、復帰記念式典にも出席する事が出来ず残念な思いをした。

開局当時は、寄り合い所帯の職員構成のため、何かと蟠りもあったが、時の経過とともに意志疎通が図られるようになり、十年が経

みた。

五十五会は設立以来、毎年総会を開催し、現職の皆さんとOBが相集い、有意義な懇談や情報交換の機会を持ち、旧交を暖め、親睦を図っている。ところが昨今の公務員の綱紀粛正でややもすると現職の皆さんとの間に疎遠感が生じる事もありましょうが、先輩達と忌憚のない意見を交わす事でそこか

ら何とも躍動感あふれる時代の精神を学ぶ事が出来ると思うのである。

沖縄振興開発計画も第一次の本土との格差是正、産業基盤整備、経済、社会の開発に始まり、第二次の沖縄の特性を積極的に生かしつつ引き続き格差是正を図り、平和で明るい活力ある沖縄県を実現することを目標に進んだ。第三次では二次にわたる沖縄振興開発に基づき本土との格差是正、自立的発展の基礎条件の整備の二つの柱を基本目標にしていますが、失業率や県民所得等の分野では、依然として厳しい状況にある。

新たな振興計画を審議する審議会が今年四月からスタートし、二〇一一年度までの十年間の沖縄のあるべき姿を審議されると思います。沖縄総合事務局においては、県当局とも十分な意見交換を経て、新振計の予算措置も含め、今後十年間の政府および県当局の行動指針となり、県民にわかりやすい二十一世紀の新振計を練り上げられるよう創立三十周年を記念してお願い致します次第である。

沖縄復帰30周年 記念式典開催



政府と沖縄県共催の沖縄復帰三十周年記念式典が去る五月十九日、宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開催されました。

式典は初めて政府と沖縄県の共催で行われ、小泉内閣総理大臣、稲嶺沖縄県知事をはじめ、綿貫衆議院議長、倉田参議院議長、山口最高裁判所長官、ベーカー米国駐日大使、尾身沖縄及び北方対策担当大臣を含む九閣僚や各国代表、伊良皆沖縄県議会議長のほか、県内外から約千百人が参列しました。

第一部式典では尾身大臣の開式に続いて小泉総理が式辞を述べられました。小泉総理は、式辞の中で、新法に基づく沖縄振興計画を極力早期に決定するとともに、自立的発展と豊かな県民生活の実現を目指して沖縄県とも連携しつつ全力で取り組むことを表明し、大学院大学構想にも言及されました。

続いて、稲嶺県知事は「復帰三十周年を迎え、沖縄の優位性を十分発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進め、自立的発展への歩みを確実なものとする」との経済

振興への決意を述べられました。

このほか、海外県人会代表としてヘルナンデス・エミ子・マリアさん（北米県人会）、民間代表として、山城渉さん、渡久山須美恵さんの「復帰っ子」から、それぞれ復帰三十周年を迎えての思い、今後の沖縄の発展に若い世代としての情熱を持って関わり、尽力するとの決意が述べられました。

第二部記念レセプションでは、片山総務大臣が稲嶺知事に復帰三

十周年記念切手の贈呈を行ったほか、沖縄県出身の女優国仲涼子さんと俳優岸本祐二さんが復帰三十周年を迎えた故郷にエールを送られました。

また、アトラクションとして「復帰っ子」による琉球古典舞踊や未来を担う沖縄の子供たちによる躍動感あふれる創作演技等が披露されました。



▲「復帰っ子」による琉球古典舞踊



▲記者会見に臨む小泉総理



▲故郷沖縄にエールを送る県出身の女優国仲涼子さんと俳優岸本祐二さん



▲政府、県関係者が一堂に会して鏡割り（「第2部記念レセプション」にて）



▲式典に出席した小泉総理、稲嶺沖縄県知事と尾身沖縄担当大臣

沖縄振興特別措置法

平成十四年四月二日から沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）が施行されました。

一 経緯

昭和四十七年に沖縄が本土に復帰して以来、政府は、本土に比べ著しく立ち後れていた沖縄の社会基盤、産業基盤等の基礎条件の改善と振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号。以下「旧法」という。）に基づく三次にわたる沖縄振興開発計画を策定し、総額約七兆円の国費を投入して、同計画に基づく事業を推進する等の諸施策を講じてきました。その結果、社会資本の施設整備面を中心に、次第に本土との格差は縮小するなど、着実にその成果を上げてきているところです。

しかしながら、全国の約七割の水準にある一人当たりの県民所得（平成十一年度七十二％）や高い失業率（平成十三年平均で沖縄は八・

四％、全国は五・〇％）に端的に示

されているように、沖縄の経済情勢は今日においてもなお厳しく、産業振興や雇用創出など解決すべき課題が存在しています。こうした課題を解決するためには、従来の公共投資型の振興開発はもとより、沖縄の自立型経済の構築等に向けた新たな取組が必要であるとの基本認識の下、約二年にわたって、内閣府（平成十三年一月六日中央省庁再編以前は、内閣官房内閣内政審議室及び沖縄開発庁）が中心となり、法案立案作業を進めてきました。

この間、平成十三年六月に沖縄県が政府に提案した「新たな沖縄振興に向けた基本的考え方」、八月の沖縄振興開発審議会の意見具申等、沖縄県や有職者の意見についても広く取り入れたものとなつて

います。

また、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成十一年十二月二十八日閣議決定）の中で、政府として「新たな沖縄振興法の制定実現が要望されていることにかんがみ、新たな時代に向けた沖縄振興新法の実現を目指す」とこととされています。

沖縄は、本年、復帰三十年に当たり、また、旧法も期限切れ（平成十四年三月末に失効）を迎えたところであります。このため、政府は、従来の社会資本整備の充実に加え、自立型経済の構築を目指すため、沖縄の特性を活かした産業振興等を柱とする百二十条に及ぶ他に類例を見ない大型の地域振興立法である沖縄振興特別措置法（以下「新法」という。）案を一府十省庁共同の政府提出法案として、平成十四

年二月八日に第百五十四回国会（常会）に提出しました。この後、衆参両議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会において精力的な審議がなされ、三月二十九日に可決成立し、三月三十一日に公布されました（法律第十四号）。

二 新法の特徴等

旧法は、前述のように、沖縄の本土復帰時に主として社会資本整備面における本土との格差是正を早急に行うために制定されたものでしたが、新法においては、旧法の承継すべきところは承継しつつも、今後の沖縄の自立的発展に資するため、以下の点に重点を置いてるのがその特徴です。

○従来の社会資本の整備に加え、活力ある民間主導の自立型経済の構築を目指すこと

○基幹産業である観光の一層の振興、新しいリーディング産業に育ちつつある情報通信産業の振興、製造業及び農林水産業など各般の産業振興に重点を置く中

で、「情報通信産業特別地区」や「金融業務特別地区」の創設等制度面の大幅な充実

○産学振興のための人材育成や世界最高水準の自然科学系の大学院大学の設置を目指す等の科学技術振興、国際交流・国際協力の推進を重視

○沖縄の振興の拠点整備に向けた大規模駐留軍用地跡地等の利用の促進及び円滑化のための制度を盛り込んだこと、など

今後は、企業誘致を始めとして、沖縄県や県産業界が一体となつて新法に盛り込まれた各種制度を最大限活用し、豊かな住民生活の実現等に大きな成果をあげることが強く期待されます。政府もこの取組を最大限支援することが求められます。

三 新法の概要

第一 新法の目的等

（第一条・第二条関係）

この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振

興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もつて沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とすることとしました。

また、施策における配慮として国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならないこととしました。

第二 沖縄振興計画の策定

（第四条・第五条関係）

この計画は、沖縄県知事が、平成十四年を初年度として十箇年を目途として達成される沖縄振興計画案を作成し、内閣総理大臣が決定

するものとし、沖縄の振興の基本方針、産業の振興、職業の安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進等に関する事項のほか、圏域別の振興に関する事項について定めることとしました。

第三 産業の振興のための特別措置（第六条―第七十条関係）

一 観光の振興

沖縄の基幹産業である観光の振興のために、観光振興計画の策定を始め、観光の利便性の増進、観光振興地域における施設の整備、環境保全型自然体験活動の推進、沖縄の観光振興のための免税、本土・沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置等を講ずることとしました。

二 情報通信産業の振興

新たな沖縄の基幹産業と期待される情報通信産業の振興のために、

情報通信産業振興計画の策定を始め、情報通信産業振興地域制度の拡充、情報通信産業の集積の新たな牽引力となる情報通信産業特別地区の創設を行うこととしました。

三 産業高度化地域等

沖縄の製造業等その他の事業の高度化のために、産業高度化地域制度の創設、自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度の拡充を図ることとしました。

四 金融業務特別地区等

これらの措置に加え、銀行業、証券業等の金融業務の集積を図るための金融業務特別地区の創設、農林水産業の振興のための措置、電気の安定的かつ適正な供給の確保のための措置を講ずることとしました。

五 中小企業の振興

沖縄の中小企業の振興のために、

中小企業経営革新支援法の特例等の措置を講ずるとともに、沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務等について必要な規定を設けることとしました。

第四 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定のための特別措置（第七十条―第八十三条関係）

沖縄の厳しい雇用情勢の改善に資するため、職業安定計画の策定を始め、地域雇用開発促進法に基づく地域の要件を沖縄において緩和する等の措置を新たに講ずるとともに、沖縄失業者求職手帳の発給、雇用・能力開発機構による失業者の再就職の促進等の措置を引き続き講ずることとしました。

第五 文化・科学技術の振興及び国際協力等の推進（第八十四条―第八十八条関係）

沖縄固有の文化的所産の保存及び活用等文化の振興に関する施策の推進を図るほか、沖縄における科学技術の振興を図るため、研究



開発の推進等必要な措置を講ずるとともに、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずることにより、

国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとなりました。その他、国際協力及び国際交流の推進のため、必要な措置を講ずることとしました。

第六 沖縄の均衡ある発展のための特別措置（第八十条―第九十四条関係）

沖縄における離島等の地域の振興を図るために、無医地区における医療の確保、離島における高齢者の福祉の増進、交通の確保、離島の小規模校における教育の充実、離島の旅館業に係る課税の特例等の措置を講ずることとしました。

第七 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置（第九十五条―第百四条関係）

沖縄における駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則を明らかにすることとし、大規模振興拠点駐留軍用地跡地及び特定振興駐留軍用地跡地の指定等の手続きを定めるとともに、大規模跡地給付金及び特定跡地給付金の支給の措置を講ずることとしました。

第八 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置（第百五条―第百十条関係）

沖縄における社会資本の整備のために、沖縄振興計画に基づく事業について国の負担及び補助の割合の特例等の措置を講ずることとしました。

第九 沖縄振興審議会（第百十一条―第百十二条関係）

沖縄振興審議会を設置することとし、その権限・組織等について必要な規定を設けることとしました。

第十 雑則（第百十三条―第百十六条関係）

第十一 罰則（第百十七条―第百二十条関係）

以上のほか、附則において、平成十四年度に限り、東京国際空港―沖縄離島（宮古島、石垣島、久米島）路線に係る航空機燃料税の軽減措置を講じるとともに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する酒税等に関する特例を五年間延長することとしました。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律について平成二十四年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずることとしました。

Part 1

3次にわたる沖縄振興開発計画の成果 新たな沖縄振興計画の策定

13

Part 2

社会資本の整備について

17

- ・水資源開発事業
- ・公園の整備
- ・道路の整備
- ・官庁営繕
- ・港湾事業
- ・農林水産関係公共事業
- ・空港の整備
- ・災害復旧事業制度

Part 3

産業の振興

27

- I 農林水産業の振興
- III 観光の現状と課題
- II 沖縄の経済産業の振興
- IV 自由貿易地域・特別自由貿易地域

Part 4

陸上・海上交通の整備

37

Part 5

離島の振興

39

Part 6

駐留軍用地跡地利用の促進について

41

Part 7

その他

43



昭和52年4月から昭和62年5月にかけて返還された米軍牧港住宅施設跡地と周辺既存市街地からなる地区。平成4年度から区画整理事業が行われ、現在、本県中南部の新しい都心地区として、行政、商業、観光などの機能及び都市公園を中心とする文化機能、さらに高水準の住宅地等の複合機能を持たせた開発整備が行われている。

◀ 復帰の頃

那覇新都心の 30年の変化

▼ 那覇新都心（旧牧港住宅地区跡地）



Part.i 三次にわたる沖縄振興開発計画の成果

昭和四十七年五月十五日に沖縄が本土復帰してから三十年が経過しました。その間、沖縄振興開発特別措置法に基づき三次にわたり、沖縄の振興開発の向かうべき方向と基本施策を明らかにした沖縄振興開発計画が策定されました。

第一次から第三次の沖縄振興開発計画では、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件の整備」を計画の目標とし、さらに第三次沖縄振興開発計画において「広く我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備し、平和で活力に満ち潤いのある沖縄県を実現」することを掲げ、県民一丸となって沖縄の振興開発が進められてきました。

その間、三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、累計で約六兆七千五百四十五億円（補正後ベース）の沖縄振興開発事業費が投入され、各種施策が積極的に推進されてきました。

沖縄の振興開発の中核を占める沖縄振興開発事業は、治山治水、道路、港湾空港、住宅都市環境、下水道道廃棄物等、農業農村整備などの公共事業関係費と、教育・文化振興事業費、保健衛生等対策諸費、沖縄農業振興費で構成されています。

これら多額の国費の投入と県民のたゆまざる努力により、社会資本の整備に努めてきた結果、道路、港湾・空港等の交通通信施設、上下水道等の生活環境施設等、社会資本の整備を始めとして本土との格差は次第に縮小するなど、着実に成果を上げてきています。

一方、産業振興の面においても、国、沖縄を挙げてさまざまな取組が行われたことにより、観光・リゾート産業は沖縄のリーダーディング産業としての地位を確立するとともに、情報通信産業は沖縄の新しいリーダーディング産業として発展を期待されているところがあります。



再開発が進む那覇新都心（写真中央にモノレール軌道を臨む）

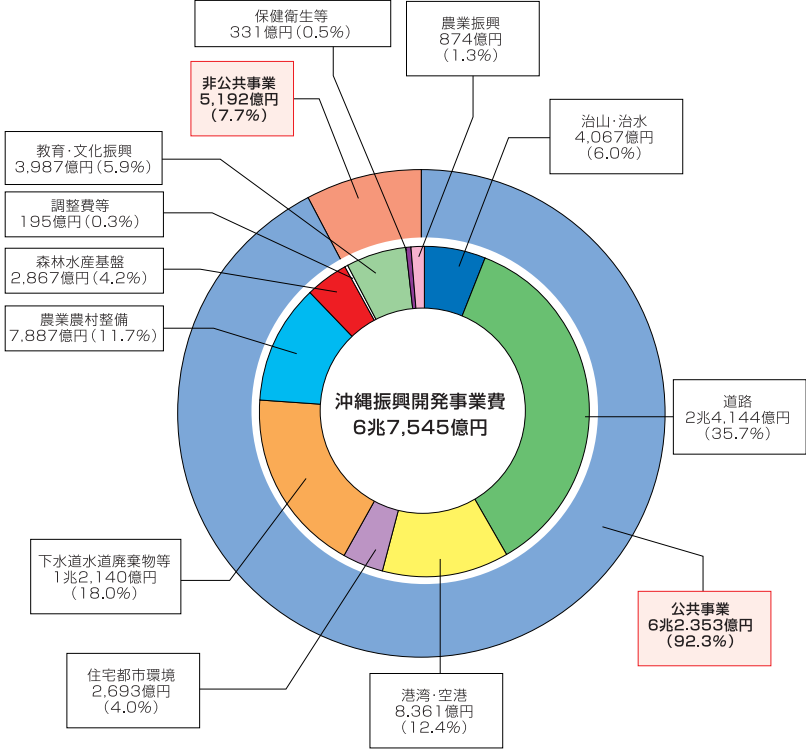
社会資本等の整備状況

(平成14年1月)

事項	復帰時			最近			備考
	沖縄	全国	格差 全国=100	沖縄	全国	格差 全国=100	
① 道路	(S48.3.31)			(H12.4.1)			道路統計 年報
人口当たり道路延長 (m/千人)	4,532	9,769	46.4	5,731	9,190	62.4	
面積当たり道路延長 (m/k㎡)	1,957	2,778	70.4	3,329	3,087	107.8	
自動車1台当たり道路延長 (m/台)	22.8	61.4	37.1	9.3	16.1	58.0	
② 住宅	(S48.10)			(H10.10)			住宅統計 調査
住宅数(世帯当たり) (戸)	1.06	1.05	101.0	1.13	1.13	100.0	
1住宅当たり床面積 (㎡)	53.7	77.1	69.6	76.8	92.43	83.1	
最低居住水準未達世帯率 (%)	56.7	33.7	—	9.3	5.1	—	
③ 下水道	(S48.3)			(H13.3)			国土交通省 資料
下水道普及率 (%)	16.5	18.5	89.2	56	62	90.3	
④ 上水道	(S48.3)			(H12.3)			厚生労働省 調
上水道普及率 (%)	89.2	84.3	105.8	99.9	96.4	103.6	
⑤ 廃棄物処理施設	(S48.3)			(H11.3)			環境省 調
ごみ焼却処理率 (%)	25.2	56.9	44.3	70.6	77.9	90.6	
⑥ 都市公園	(S48.3)			(H13.3)			国土交通省 資料
都市計画区域内人口1人当たり 公園面積 (㎡/人)	0.8	2.9	27.6	7.2	8.1	88.9	
⑦ 農業基盤	(S50.3.31)			(H13.3.31)			農水省 調
農地の整備率 (%)	1.4	17.3	8.1	58.6	70.0	83.7	
⑧ 教育施設	(S47.5.1)			(H12.5.1)			文部省 調
小・中学校校舎整備率 (%)	73.6	94.9	77.6	87.1	90.9	95.8	
小・中学校屋内運動場設置率 (%)	14.1	77.1	18.3	94.1	96.6	97.4	
高等学校校舎整備率 (%)	55.3	78.0	70.9	70.5	80.3	87.8	
小・中学校プール設置率 (%)	7.5	42.4	17.7	60.1	81.2	74.0	
高等学校プール設置率 (%)	2.5	37.7	6.6	95.2	65.4	145.6	
⑨ 医療施設	(S47.12.31)			(H12.10.1)			厚生省 調
10万人当たり一般病床数	179.2	607.3	29.5	1,058.9	995.9	106.3	

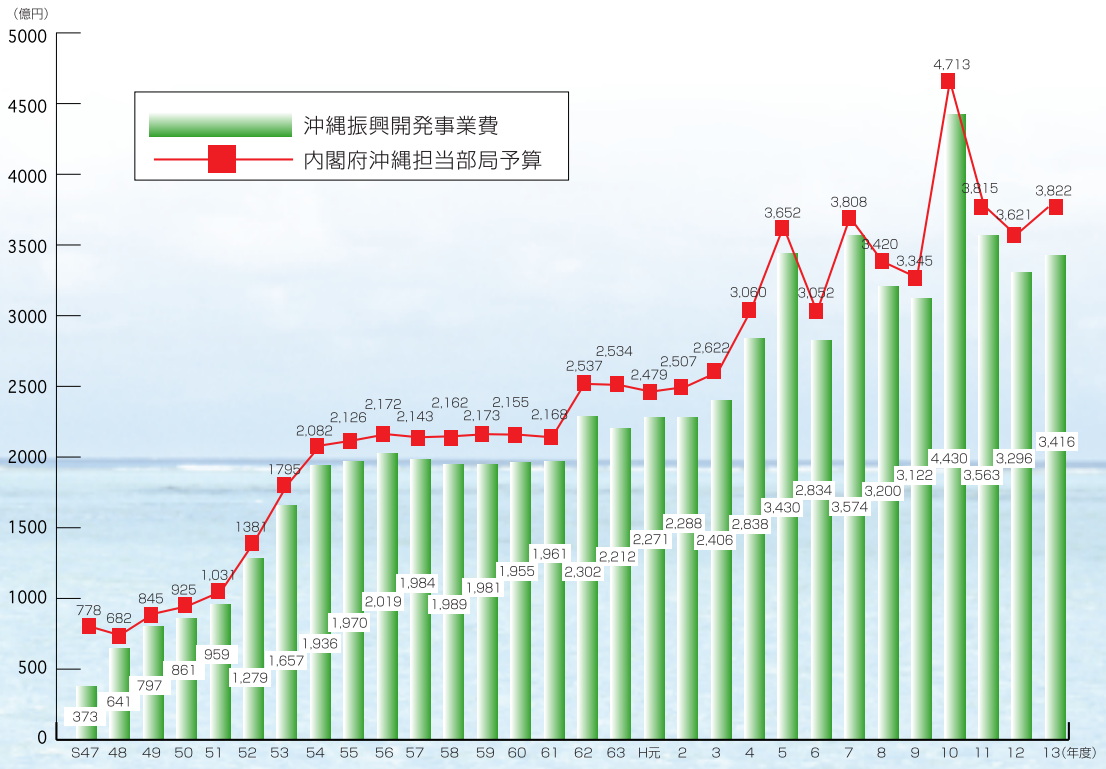
(注) 1. 最低居住水準=建設省が5箇年計画において、すべての世帯が確保すべき水準として定めたもの(例:3人世帯=住戸専用面積39㎡、4人世帯=同50㎡)
2. 下水道普及率=処理区域人口/行政人口
3. 校舎整備率=必要面積に対する充足率
4. 一般病床=精神病床、伝染病床、結核病床以外の病床

沖縄振興開発事業費(昭和47～平成13年度の累計額)の内訳
(補正後ベース)



(注) 1. 四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合があります。
2. 平成13年度に公共事業関係の主要経費の変更が行われたことから、13年度当初予算の経費区分で整理してあります。

内閣府沖縄担当部局予算及び沖縄振興開発事業費の推移(補正後ベース)



(注) 1. 昭和47年度には復帰対策諸費として366億円があります。
2. 平成11年度までの数値は沖縄開発行計上予算。13年1月の中央省庁再編のため、11年度以前の数値と12年度以降の数値は不連続です。

新たな沖縄振興計画の策定

1 新たな沖縄振興計画の必要性

これまで三次にわたる沖縄振興開発計画においては、沖縄の抱える特殊事情にかんがみ、その目標の一つとして「本土との格差是正」を掲げて、不利性の克服に主眼を置いて沖縄の振興開発を進めてきました。その結果、施設整備面を始めとして次第に格差が縮小するなど着実に成果を上げてきています。

しかしながら、沖縄の特殊事情や不利性を背景として、なお引き続き多くの課題を抱えています。

大きな課題として、復帰後三十年を経た今日においてもなお、産業の振興が遅れ、本土よりも厳しい雇用状況が続いています。取り分け、一人当たりの県民所得の対全国比が復帰時の五十九・五%から平成十一年度の七十一・九%と改善されたものの依然として格差は大きく、全国的にも最下位に位置しています。失業率についても、沖縄県の平成十二年の失業率は七・九%で、全国平均四・七%の約一・七倍で、特に若年層の失業率が極めて高い状況とな

っています。また、財政依存度もおおむね三十%台で推移するなど、財政需要への依存度が高い状況にあります。

また、我が国の国土の〇・六%を占める沖縄に米軍専用施設・区域の約七十五%が集中しており、沖縄に存在する広大な米軍施設・区域のほとんどが、人口、産業の集積している沖縄本島に集中し、高密度な状況となっています。広大な米軍施設・区域は、土地利用の大きな制約となるとともに、都市機能の整備の制約となっており、ほか、地域住民の日常生活に様々な影響を及ぼしています。

このような沖縄の現状と課題を踏まえ、平成十三年八月三日に沖縄振興開発審議会から内閣総理大臣への「沖縄の振興について」の意見具申において、「これからの沖縄の振興に当たっては、参画と責任、選択と集中、連携と交流といった基本的な視点を踏まえ、いく必要がある。今後、こうした考え方に立つて、観光リゾート産業や情報通信産業を始め優位性を活かした産業振興による民間主導の自立型経済の構築、我が国及びアジア・太平洋地域の発展

に寄与する交流拠点の形成、さらには特色をいかした活力のある地域の均衡ある発展に向けて、沖縄の振興を積極的に図っていく必要がある。また、観光リゾート産業等を支える人材の育成や職業訓練の実施、専門的な人材の育成と科学技術の研究開発等のための教育研究体制の整備、さらには海外を含めた多様な人材の交流など、人材の育成と交流の促進に向けた取組は、沖縄振興の鍵を握るものと考ええる。さらには、こうした振興の基盤として戦略的な社会資本整備が引き続き重要であると考ええる。」としています。

二十一世紀の自立する新しい沖縄を創るために沖縄振興特別措置法が立案され平成十四年四月一日に施行されました。

2 沖縄振興特別措置法の施行と沖縄振興計画の策定

沖縄振興特別措置法は、沖縄の特殊事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、同計画に基づく事業の推進等特別の措置を講ずることによ

り、沖縄の振興を図り、沖縄の自立的発展に資するとともに、豊かな住民生活の実現に寄与することを目的としています。

沖縄振興計画の内容については、振興の基本方針、産業の振興、職業の安定、教育及び文化の振興、科学技術の振興、福祉の増進及び医療の確保、国際交流及び国際協力力の推進、情報通信の高度化、駐留軍用地跡地の利用、離島の振興、環境の保全、社会資本の整備等に関する事項等のほか、圏域別の振興に関する事項について定めることとしています。また、同計画は、十箇年を目途として達成される内容とすることとしています。

沖縄振興計画の決定については、沖縄県知事が内閣総理大臣へ沖縄振興計画の案を提出することとしています。内閣総理大臣は、沖縄振興計画の案に基づいて沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄振興計画を決定することとしています。

社会資本の整備について

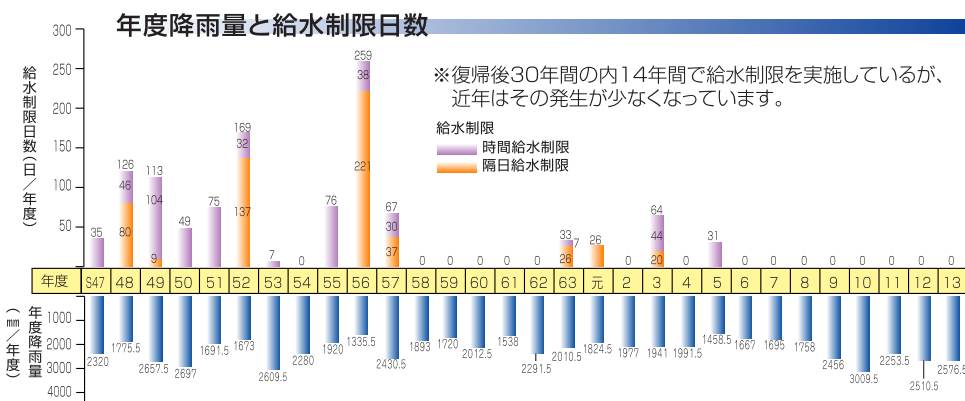
水資源開発事業

沖縄総合事務局においては、沖縄本島の逼迫した水事情に対応するため、多目的ダム建設を促進してきました。昭和四十七年の本土復帰から現在までの三十年間で、直轄事業として約三千四百億円を投じ、福地ダムを初めとする七ダムを完成させ、六ダムの管理及び羽地ダム他三ダムの建設を促進中です。

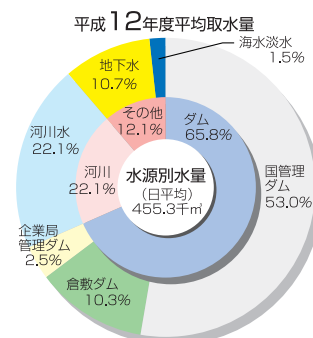
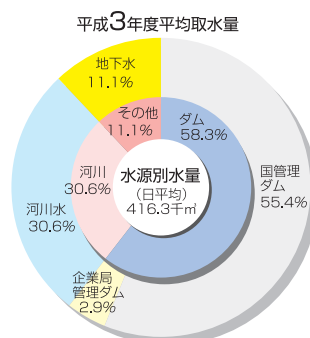
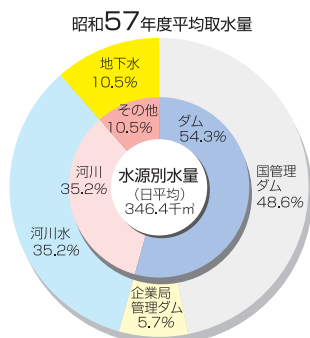
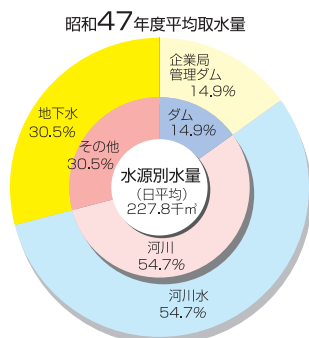
現在、これら完成したダムからの取水量は、沖縄本島の水需要量の約六十％に達しており、県民の生活用水等の安定供給に多大な貢献を果たしています。

しかしながら、沖縄本島は年間降水量が全国に比べて多いにもかかわらず、人口密度が高いことから、一人当たりの降水量は全国平均の半分以下と恵まれておらず、加えて、その気象特性や地形特性等から、水を安定的に利用することが難しい環境にあり、県民は常に渇水被害の不安にさらされています。

その中において近年、自然保護運動の高まりやダム適地の減少等により、ダム建設は厳しい状況となってきた一方、県民の生活水準の向上や、観光客の増加等に伴い水需要は益々伸びていく傾向にあり、渇水の危険度は依然として高く、沖縄の水資源開発は、引き続き重要な課題となっています。



平均取水量の推移 ※ダム等の水資源開発の促進により、平均取水量及び安定供給量はこの30年間で飛躍的に増加しました。



道路の整備

沖縄振興開発計画

第1次沖縄振興開発計画

第7次道路整備
5箇年計画
s48～s52

- ・47年 本土復帰
- ・47年 潰地取得開始

第8次道路整備
5箇年計画
s53～s57

- ・730交通方法変更(S53)

第2次沖縄振興開発計画

第9次道路整備
5箇年計画
s58～s62

- ・58名護バイパス完成(S63)

第10次道路整備
5箇年計画
S63～H4

- ・331小禄バイパス完成(H1)
- ・330西原局改完成(H2)
- ・58安謝立体暫定供用(H3)
- ・58名護横断道路(H4)

第3次沖縄振興開発計画

第11次道路整備
5箇年計画
H5～H9

- ・CAB着手(後にCCBOXへ)
- ・331名城バイパス完成(H6)
- ・331百名改良完成(H8)
- ・沖縄都市モノレール着手(H8)
- ・330浦添地区直轄へ編入(H9)

第12次道路整備
5箇年計画
H10～H14

- ・329那覇東バイパス完成(H11暫定)
- ・南風原道路供用(H12)
- ・58宜野湾バイパス完成(H13)

沖縄振興特別措置法
H14～H23

(H24.3.31)

沖縄の道路整備は、昭和47年復帰以降、沖縄振興開発計画により、産業経済活動の支援、県民の生活向上、安定を目的とした幹線道路整備をはじめ、高規格幹線道路、地域高規格道路、都市部における渋滞対策、人、自然環境に配慮した道路整備が進められました。

今後も平成14年から始まる沖縄振興計画のもと引き続き沖縄振興の基盤となる道路整備を積極的に推進していくこととしています。

名護市数久田～許田(名護曲り)



S47年



H12年4月

石川市石川市内



S47年



H12年4月

那覇市安謝立体



S47年



H10年6月

国道330号沖縄市胡屋付近



S57年9月



H10年6月

那覇地区電線供給共同溝



整備前



整備後

沖縄都市モノレール



【潰地】

未買収道路用地いわゆる「潰地」は、主に戦時中、戦後の日本復帰以前の米軍統治下における特殊事情により、土地を買収(権原を取得)することなく道路の新設や拡張が行われたことにより発生したものです。

- ・潰地全体:2,998千㎡,(1,456億円)
- ・平成13末実績:2,818千㎡,(1,444億円)

港湾事業

島嶼県である沖縄において、物資の殆どが港湾を通して運ばれているとともに、海上交通は県民や観光客の足となっているなど、港湾は県民生活にとって切り離せないものとなっています。また、港湾は物流、交流拠点としての機能とその安全性・

効率性の向上だけでなく、暮らし・まちづくりへの貢献、アメニティーの向上、産業振興や雇用創出、環境保全等への寄与も求められており、沖縄振興開発計画に基づいて社会資本の整備を推進してきました。



復帰当時の那覇ふ頭



現在の那覇港新港ふ頭



復帰当時の平良港の荷役の様子



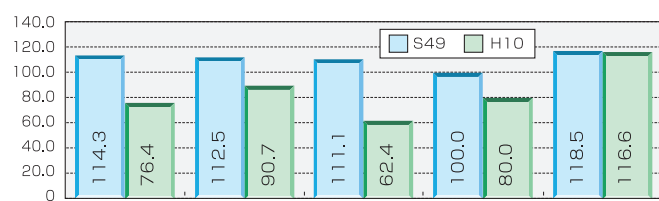
現在の平良港の荷役の様子



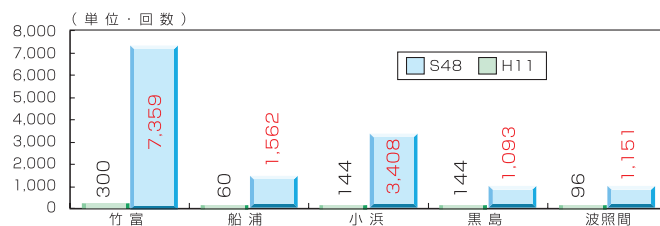
復帰当時の石垣港離島棧橋



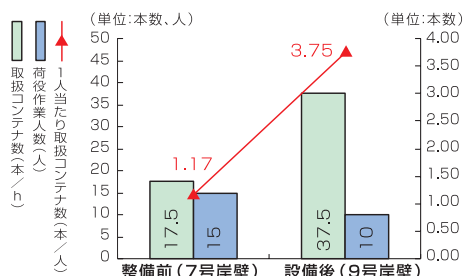
現在の石垣港離島棧橋



平良市における物価指数の比較 (那覇市を100とした指数)



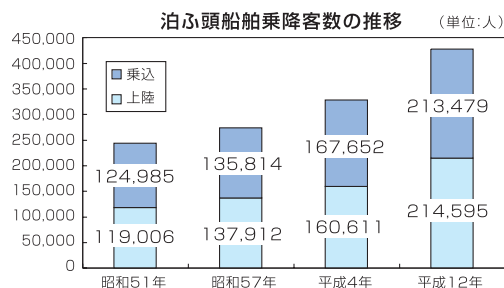
石垣港における離島航路運行回数の比較



注：荷役作業人数は整備前はクレーン一機、整備後はガントリークレーン一機に配置する人員。
 注：荷役作業人数は整備前は1/2～1/3程度に低減されました。



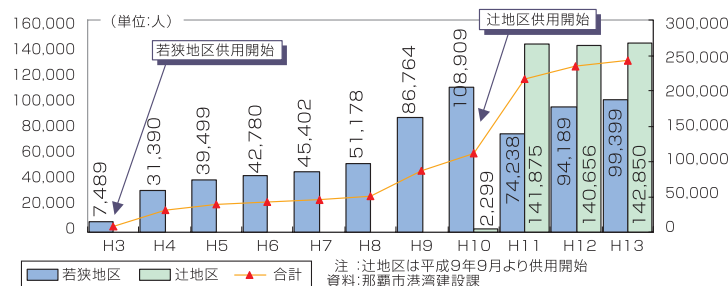
コンテナターミナル (那覇港)



離島ターミナルが整備されたことにより、利用客の利便性が向上するとともに、船舶乗降客数も増加しています。また、イベント会場としても活用されており、地域住民の交流機会の創出にも貢献しています。



とまりん (那覇港)



波の上ビーチを中心とした若狭の港湾緑地は那覇市内で唯一の海浜として再生され、海洋性レクリエーションの場として多くの市民に利用されています。



波の上ビーチ (那覇港)

空港の整備

沖縄県は、我が国の南西部に位置しており、那覇―東京は千七百km、那覇―大阪は千三百kmなど本土と遠く離れていることから、本土との間の旅客の移動のほとんどは航空による輸送となっています。また、本島の他、大小合わせて三十九の有人島が、東西千km、南北四百kmの広大な海域に点在していることから、航空輸送には県内の移動に際しても必要不可欠な輸送手段となっており、地域住民の生活路線として定着しています。

沖縄県には、国が設置管理する那覇空港(第二種空港)と沖縄県が設置管理する宮古、石垣空港等(第三種空港)十二空港の合計十三空港があります。このうち沖縄総合事務局開発建設部は、那覇空港の滑走路、駐機場等、空港の基本となる土木施設の整備を担当しています。この那覇空港は沖縄本島と本土、県内離島及び台湾、韓国など近隣諸外国とを結ぶ全国有数の利用を誇る空港であり、路線数は国内線が三十一、国際線が四(平成

十四年四月現在)。

また、乗降客数は、平成十二年に年間千八百六千人となり我が国の空港で第七位にランクされています。

那覇空港は昭和四十七年五月の本土復帰に伴い米軍より返還され、返還当時は、空港諸施設の老朽化が著しかったが、空港需要の増大等に対応して整備・拡充し、昭和四十九年には大型ジェット機B747が就航しています。その後、滑走路の延長や昭和五十年の沖縄海洋博覧会及び昭和六十二年の沖縄海邦国体にあわせてターミナル地域の整備を行っています。

また、年々増加する航空需要に対応するため、平成三年度からは、第六次空港整備五カ年計画(平成三〜七年度)において新しいターミナル地域の整備が位置付けられ、ターミナル施設の狭隘化、分散化している施設を統合し、拡充した整備を行って、平成十一年五月二十六日新ターミナルが供用開始して現在に至っています。



昭和11年頃的那覇飛行場



昭和20年頃的那覇飛行場



昭和47年頃的那覇飛行場



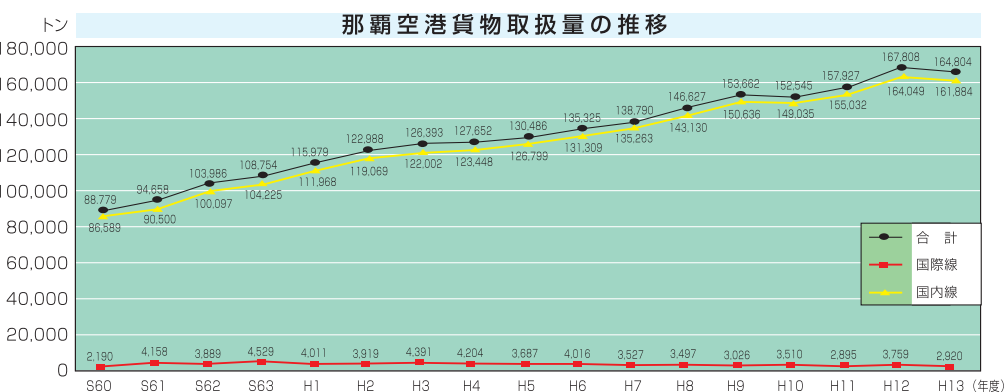
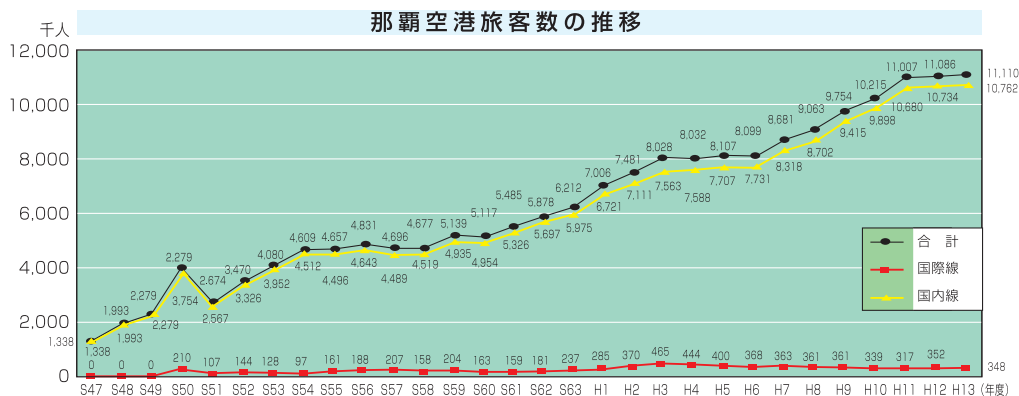
昭和54年頃



昭和62年頃



平成11年頃



那覇空港新ターミナル地域①



那覇空港新ターミナル地域②

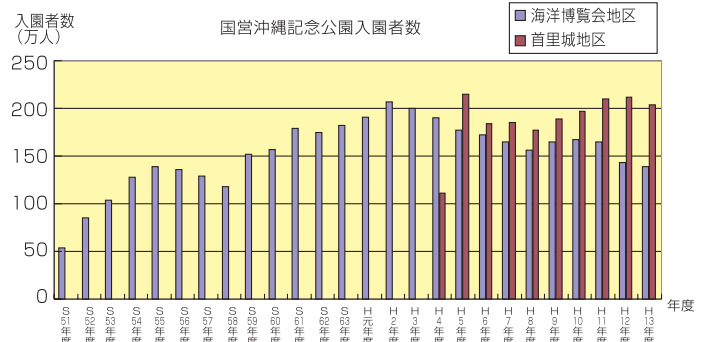
公園の整備

沖縄総合事務局管内の国営公園としては、昭和五十年に開催された沖縄国際海洋博覧会を記念して、その跡地に整備を進めている国営沖縄記念公園海洋博覧会地区（昭和五十年七月十五日閣議決定）と、沖縄の復帰を記念する事業の一環として昭和六十一年度より首里城の復元を進めている国営沖縄記念公園首里城地区（昭和六十一年十一月二十八日閣議決定）とがあります。海洋博覧会地区は、海洋文化館、水族館、人工ビーチ等の海洋博覧会当時の施設を引き継ぐとともに、熱帯ドリームセンターや熱帯・亜熱帯都市緑化植物園を開園するなど、平成十四年

三月末現在約七十・七haを開園し、開園以来の利用者は約三千九百八十万人となっています。首里城地区は、首里城正殿をはじめとした城郭内側区域を復元整備するもので、本土復帰二十周年にあたる平成四年十一月三日に正殿を中心に一部開園し、平成十四年三月末現在約一・八haを一般の利用者に供しており、延入園者数は千八百八十四万人となっています。また、沖縄観光振興の支援を図れるよう整備を促進するとともに、来園者が安全で快適に園内を利用できるように必要な維持・運営管理を実施しています。

経緯

年度	月 日	事 項
S50	7.15	「沖縄県国際海洋博覧会を記念する公園の設置について」閣議決定される。
	7.20	沖縄国際海洋博覧会開幕
S51	1.18	沖縄国際海洋博覧会閉幕
	3.22	都市計画法に基づき都市計画決定（沖縄県告示第88号）（77ha）
	8. 8	国営沖縄海洋博覧会記念公園開園式
	8.30	供用開始の公告（建設省告示第1237号）
	9. 1	正式供用開始（供用面積36ha）
S54	4.28	ちびっことりで、中央ゲート駐車場オープン（供用面積43ha）
S55	4.26	おきなわ郷土村、おもろ植物園、東駐車場開園（供用面積48ha）
S61	2. 8	熱帯ドリームセンター開園（供用面積60ha）
	11.28	首里城跡地が「国営沖縄記念公園首里城地区」として閣議決定される。これに伴い従来の国営沖縄海洋博覧会記念公園は「国営沖縄記念公園海洋博覧会地区」と位置づけられる。
S62	2.27	首里城公園が都市計画法に基づき都市計画決定（沖縄県告示第135号）（17.8ha内4.7haを国が整備）
S63	1.28	都市公園を設置すべき区域の決定告示（建設省告示第133号）（首里城地区追加）
H2	10. 6	熱帯・亜熱帯都市緑化植物園開園（供用面積69ha）
H4	11. 2	首里城公園開園式
H4	11. 3	首里城公園供用開始（供用面積1.7ha）
H9	9. 1	歓会門、久慶門内側周辺一部供用開始（供用面積1.8ha）
H11	4.12	南地区エントランスゾーン開園（供用面積70.7ha）
H12	7.22	九州・沖縄サミットの首脳社交夕食会を首里城で開催
H13	4.22	第12回全国「みどりの愛護」のつどいを開催
H14	1.30	新水族館の愛称「沖縄美ら海水族館」に決定



【海洋博覧会地区】



熱帯ドリームセンター▶



◀ 第12回全国「みどりの愛護」のつどい



沖縄国際
洋蘭博覧会▶



【首里城地区】



首里城正殿▶



◀ 新春の宴



九州・沖縄サミットの
首脳社交夕食会▶



官庁営繕

沖縄の官庁施設設備は、昭和四十七年の復帰以降、国家機関が行政を遂行する場である官庁施設が、国民の公共施設として親しみやすく、便利で、安全であることを基本方針とし、それぞれの用途に応じた機能を十分発揮できるように単独庁舎、総合庁舎及び合同庁舎等計画的に整備を進めてきた結果、復帰時に比べてかなり改善されてきましたが、まだ約二万㎡が民間及び地方公共団体等からの借用施設となっています。また、一部には行政の変化等による施設の狭あい化が進んできており、琉球政府時代の施設も未だに多く使用されていることから、厳しい気候条件と合わせた施設の老朽化も進んでいます。

このような背景のもと、開発建設部では、二十一世紀にふさわしい良質な官庁施設づくりをめざし、業務の高度化、情報化に対応することはもちろん、人にやさしく、地球環境に配慮した官庁施設、さらに、美しいまちづくりにも貢献するよりよい官庁施設づくりを長期計画に基づき整備、改修を進めていきます。

沖縄職業総合庁舎 (H.10)
プレスセンター棟 (H.12)
沖縄亜熱帯計測技術センター (H.13)
中城海上保安署 (H.13)
国立劇場おきなわ (H.15完成予定)
那覇第2地方合同庁舎 (H.151期棟完成予定)



沖縄法務合同庁舎 (S.54)
那覇地方・家庭裁判所沖縄支部
沖縄簡易裁判所 (S.54)
那覇港湾合同庁舎 (S.54)
那覇第1地方合同庁舎 (S.61)
名護地方合同庁舎 (S.62)
与那国島測候所 (H.1)
沖縄総合事務局研修所 (H.3)
南大東島地方気象台 (H.7)



国立沖縄青年の家 (S.48)
石垣地方合同庁舎 (S.53)
平良地方合同庁舎 (S.54)
那覇地方法務局宜野湾出張所 (S.55)

農林水産関係 公共事業

① 農業農村基盤整備

沖縄県における農業農村基盤整備の目的は、亜熱帯地域特性を活かした農業を確立するため農業生産に関する基礎的条件を整備するとともに、農村の生活環境を整備し豊かで住みよい地域社会を形成することにあります。

このため、復帰以来、沖縄振興開発計画等に基づき諸事業を推進してきましたが、その主な概要は以下のとおりです。

ア 復帰前後の農業基盤整備

琉球政府の資料によると、戦後から復帰直前までに事業費八十億円を投入して、ほ場、農道、用排水路等が整備されました。

しかしながら、これらの整備された施設等は、戦争により荒廃した施設等の応急措置的な復旧が多く、その機能を充分発揮していないものも見られ再整備が必要としていました。また、この整備の後れが沖縄農業の低生産性と経営の不安定性の原因ともなっていました。

復帰後は、農業生産の基礎的条件の立後れから脱却し、優良農地の確保、規模の拡大、機械化営農体系の確立等の近代的農業経営の確

立を図るため、この三十年間に総額九千四百億円を投じて各種事業が強力に推進されてきました。

イ 干ばつに強い農業をめざす 国営かんがい排水事業

沖縄県における降雨量の大部分は梅雨期と台風時に集中しており、不規則な状況となつています。また、河川の流路も短く、透水層のサンゴ石灰岩が広く分布していることから、地表水を利用することが困難であり、度々干ばつに見舞われていました。

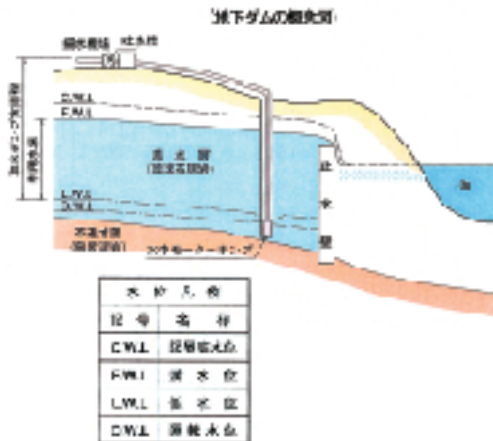
このため、かんがい排水事業を推進してきたが、特に、大規模な水源開発が必要とされる地域にあつては国営かんがい排水事業を実施してきました。(表1参照)



名蔵ダム

ウ 機械化営農に向けた ほ場条件の整備

沖縄県では耕地の大部分が畑地であり、基盤整備は主として畑地



国営かんがい排水事業一覧表(表1)

単位:ha

地区名	関係市町村	工期	受益面積	主要施設
宮良川	石垣市	S50~H4	3,460	底原ダム他
名蔵川	石垣市	S57~H10	760	名蔵ダム他
羽地大川	名護市、今帰仁村	S60~H18	1,330	真喜屋ダム他
宮古	平良市外	S62~H12	8,400	砂川地下ダム他
沖縄本島南部	糸満市、具志頭村	H4~H17	1,350	米須地下ダム他
伊是名	伊是名村	H11~H20	520	千原地下ダム他

(注) 羽地大川、沖縄本島南部については、計画変更後の数値です。

を中心として、かんがい施設の整備、機械化作業体系に対応するためのほ場、農道の整備を実施してきました。(表2参照)

これらの整備は、農作業の省力化を図り、生じた余剰労働力により施設園芸、畜産等の多角化経営を可能とし農家所得の増大を図るばかりでなく、農村環境の改善などにも寄与しています。

工 農村の総合的な整備による 快適な村づくり

農村部は都市部に比べて污水处理施設や公園等の社会資本の整備が後れているため、農業集落排水施設や農村総合管理施設、集落道等の整備を総合的に実施することにより、農村の快適な生活環境と定住条件の整備を図っています。(表2参照)

さらに、近年のIT革命の動向に対応し都市との情報の循環を図るため農村部における情報通信網の整備を図っているところ。

平成12年度末における基盤整備等の状況(表2)

整備内容	単位	整備数量	整備率(%)
ほ場整備	ha	21,000	48
畑地かんがい施設整備	ha	9,200	20
農道整備	km	1,400	74
農業集落排水整備	集落数	70	19
農業集落道整備	km	400	72

才環境との調和への配慮

沖縄県における農業農村整備事業の実施にあたっては、昭和五十四年度に沖縄県が策定した「土砂流出防止対策指針」を始め、平成七年度の「赤土等流出防止条例」の施行に併せた「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」等に基づき、工事中及び工事後の赤土流出防止対策に努めています。平成五年度には水質保全対策事業（耕土流出防止型）を創設し、沈砂池の設置やほ場勾配の修正等により農地からの耕土流出を防止する取組みを推進しています。さらに、平成十四年度より水質保全対策事業においては一層の耕土流出防止



福里地下ダム水位水質監視施設

を図るため、広域的な視点から沈砂池の整備を行うとともに、営農面との連携を強化することとしています。

また、平成十三年度に土地改良法が改正され土地改良事業の施工に当たっては「環境との調和への配慮」が原則となったことなどを踏まえ、各市町村において環境を創造する区域や環境に配慮する区域等を定めた「田園環境整備マスタープラン」が策定されるとともに、沖縄総合事務局において国営土地改良事業地区における環境調査や配慮の方法等について有識者と意見交換する協議会が設置されるなど、「環境との調和への配慮」に向けた取組みが推進されています。

力 今後の展望

復帰以来、かんがい用水の確保やほ場条件の整備等の農業生産基盤の整備、農業集落排水施設や集落道等の農村の生活環境の整備、水質保全対策事業（耕土流出防止型）等の農地の保全管理を実施してきました。今後とも沖縄県が我が国唯一の亜熱帯地域であるという特性を活かした農業を確立するため、各種施策との調整を総合的に図りながら、優れた自然環境との調和に配慮しつつ、農業農村の整備を推進していくことが重要です。

② 畜産基盤整備

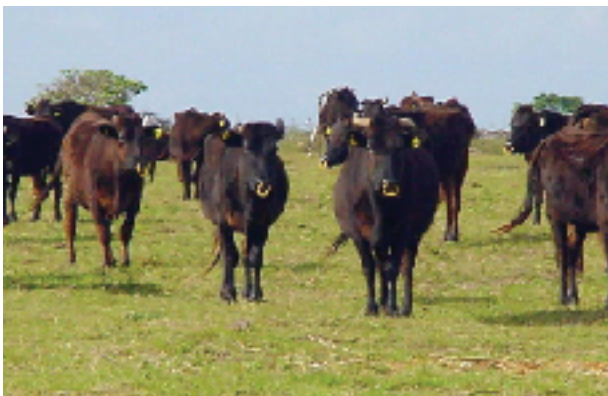
沖縄県の肉用牛は、粗飼料生産基盤の整備、恵まれた自然条件による生産性の高い飼料生産等を背景に順調に伸びており、平成十三年の飼養頭数は八万八百頭（復帰当時の三・二倍）とこれまでの最高を記録しています。

復帰前の肉用牛生産は野草地を主体とした畜産経営が主で、生産拡大には限界があり、草地基盤の整備及び草地管理に関する新技術の導入が必要でした。

このため、復帰後、国、県、市町村が一体となって、肉用牛生産の振興を図るため、広範囲に存在する未墾地及び低利用地を開発して草地を造成する畜産基盤整備事業（畜産基地建設事業、畜産基盤再編総合整備事業、団体営草地開発事業等）が進められてきました。

この結果、これまで八重山地域をはじめ、宮古地域、沖縄本島北部地域を中心に事業が推進され、平成十三年度までに国費約四百十七億円が投入され、三千九百ヘクタールの草地が整備されました。

今後とも肉用牛の安定的な生産拡大を図るためには、粗飼料の安定的な確保が重要であり、低利用地の集積等により草地面積の拡大を図るとともに、既存草地の再整備、草地管理技術の向上等により草地



牛の放牧風景（石垣市）

の生産性を高め、飼料基盤に立脚した低コスト生産を推進していくことが重要です。

③ 森林基盤整備

沖縄県の森林は、大戦による戦災、戦中の軍需要資材や戦後の復興用資材としての過度の伐採などにより、著しく荒廃しました。

このため、戦後から復帰までは、造林を中心とした事業、復帰後は、治山、造林、林道の林野公共事業が積極的に展開されたため、森林基盤も次第に整備されてきています。

ア 治山事業

著しく低下した森林の水源かん養、防潮、防風等の公益的機能の

回復を図り、県民生活の安定・向上に資するため、復帰後（昭和四十七年度）の第四次治山五ヶ年計画から事業が開始され、防災林の造成・改良、水源地域の整備等が積極的に推進されてきました。現在は、第九次治山七ヶ年計画のもと、荒廃山地の復旧、海岸防災林の造成等を推進するとともに、生活環境保全林等の整備を計画的かつ効率的に実施しているところです。

イ 森林整備事業「造林」

人工造林、天然林の育成整備、上層木の下に植栽を行う複層林施策等を行う造林事業の実施により、森林資源も次第に充実しつつあります。また、近年、作業路や遊歩道、防火帯や防火施設等の設置を行い、景観、住民と森林とのふれあい、防災等にも配慮した森林整備を実施しているところです。

ウ 森林整備事業「林道」

林道の開設や既設林道の機能向上のための改良、舗装事業等を行う林道事業を積極的に実施しています。

この結果、復帰当時一ヘクタール当たり一・〇メートルであった林道密度が、現在では三・七メートルとなり、農山村地域の活性化に寄与しています。また、昭和五十二年度に着工した広域基幹林道「大



大國林道

国林道」（総延長三万五千四百七十六メートル）の整備が平成五年度に完了しました。

④ 水産基盤整備

琉球政府は、昭和三十六年には第一次漁港整備計画を策定し、その計画に基づき計画的な漁港整備を始めました。

しかしながら、投資額が少なかったため、復帰以前に漁港として利用できたのは六十港のうち四港程度でした。

このため、復帰後の第五次漁港整備計画（昭和四十八～五十一）から本格的な漁港整備が進められ、



鋼製大型浮魚礁（ニライ3号）

第九次計画（平成六～十三）までに指定漁港八十八港のうち三十八港が概成されています。復帰後から平成十三年度までに漁港整備に投資された事業費は約二千四百億円となっており、整備された漁港は水産物供給の中核施設として、漁家の経営安定、地域漁業の振興に貢献しています。

また、その他の漁港関連事業として①漁村総合整備事業、②海岸保全施設整備事業、③漁港関連道整備事業が実施され、生産基盤等の整備が図られています。

今後は、漁港と漁場の一体的整備、水産物の生産・流通加工の拠点、漁村の総合的な振興等を目指して漁港・漁場・漁村の整備を進めることが重要です。

漁場整備については、浮魚礁（バ



暫定一部使用された南大東漁港

災害復旧事業制度

沖縄県は毎年台風の襲来や大雨などにより災害が発生しています。そのため、地方公共団体が管理する施設が災害を受けたとき国の補助金を出して復旧事業を行う制度の整備が図られています。災害復旧の対象となる施設は道路、河川、海岸等の公共土木施設、農道、農業用水路等の農業用施設や個人所有の農地、学校、公園などの公共施設等が災害を受けた場合、これらの公共施設等の災害復旧は県や市町村などの地方公共団体などが行います。災害復旧に当たっては臨時に多額の事業費を要するため国は法律等に基づき地方公共団体の財政を軽減するため補助金を出して一日も早く復旧をしようとするのが災害復旧制度です。

①災害復旧と査定立会

災害が発生すると県や市町村は被害施設の調査をして、復旧の必要性や工法などの検討を行った後、災害復旧事業に対する国庫補助金を受けようとする場合は、各省庁の主務大臣に復

旧事業の申請を行います。災害復旧事業費の決定は、各省庁から派遣される災害査定官が災害現地に赴き調査の上決定されますが、この現地調査の際に、財政を主管する財務省の出先機関である当局財務部の係官が立会して災害復旧事業の採択の可否及び災害復旧事業費予算を決定することになっています。

②国庫補助と事業費の推移

地方公共団体が行う災害復旧事業に対する国の補助金は事業費の $\frac{5}{10}$ 、 $\frac{2}{3}$ を補助することになっていますが、沖縄県の補助率は「沖縄振興開発特別措置法」により $\frac{8}{10}$ となっており、本土より高い補助率となっています。

復帰後の沖縄における災害復旧事業費の推移(別表)を見ると、これまで最も被害が大きかった年は平成十年の四十八億円となっており、次いで昭和六十三年の四十六億円となっています。

また、平成十三年は台風十六号により波嘉敷村で大規模な山腹崩壊が発生し村道が決壊したのも記憶に新しいところですが。(下記写真)



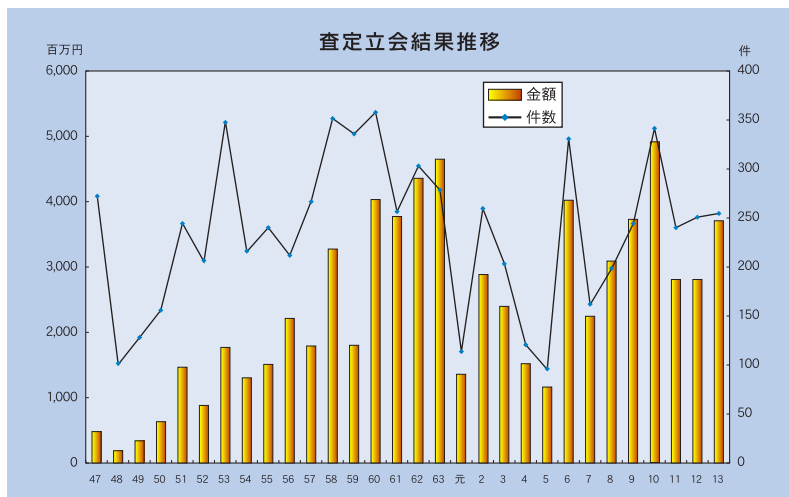
被災時



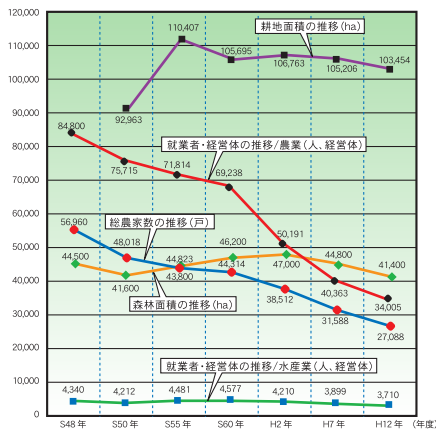
波嘉敷村



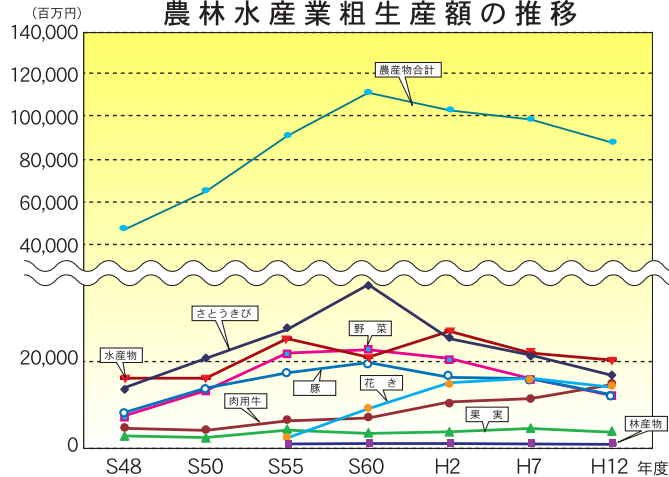
復旧後



農林水産業の主要指標の推移



農林水産業粗生産額の推移



農業の振興

戦後の壊滅状態から出発した沖縄農業は、農業労働力の流出、土地利用の低下等により農業生産全体として停滞的に推移していました。さらに、復帰前後の沖縄経済の急激な膨張に伴う物価・労賃の高騰、他産業部門における労働力需要の増大等により、昭和四十七年の復帰前後から数年間、沖縄農業は低迷を続けました。

しかしながら、復帰後の第一次、第三次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、農用地及び農業用水の確保、ほ場・農道等農業生産基盤の整備、ウリミバ工等特殊病害虫防除事業の実施等の各種施策の展開により、沖縄農業も着実に発展してきました。

最近においては、気象条件等の厳しい条件に加え、農業担い手の減少・高齢化等の進行により、ここ数年、農業粗生産額が千億円を割り込むなど厳しい状況にあるものの、肉用牛、マンゴー、ゴーヤー等については生産が増加傾向で推移するなど、明るい分野も見受けられます。

① 農用地の確保・有効利用

農地は農業生産を行う上で重要な資源であり、農業振興地域の整備に

る法律に基づく農業振興地域整備計画の策定、農地法に基づく農地転用許可制度等により、その確保を図ってきたところであるが、耕作放棄地の増加等により、復帰直後の昭和四十八年に四万四千五百ヘクタールであった耕地面積が平成十三年には四万六千ヘクタールと減少しています。

このような状況の中、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、優良農地を確保するとともに、農地流動化施策を推進し、農地の有効利用を図ることが重要な課題となっています。

② 農業担い手の育成・確保

沖縄県の農家数は、復帰後、民間・公共の大型プロジェクトの実施等による他産業部門における労働力需要の増大、沖縄経済の膨張に伴う賃金の大幅な高騰等により、離農が相次ぎ、昭和四十六年～五十年までの間に約二割減少し、その後も減少傾向で推移しています。

また、農業生産を担う農業労働力についても、農家数の減少とともに農業就業人口が年々減少し、最近においては、復帰後の昭和四十八年と比較して半分程度まで減少するとともに、六十歳以上の人口構成が昭和五十年と比較して二倍となっており農業者の高



ハーベスターによるさとうきびの収穫風景

齢化も急速に進行しています。このような中で、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を実現するため、平成六年から「認定農業者」の認定を行い、平成十四年三月末で延べ千三百三十二経営体が認定を受けており、今後、経営感覚に優れた農業経営体の活躍が期待されています。

また、将来の農業経営、農村振興を担う後継者を育成するため、新規就農相談センター窓口の設置、農業大学校等による実践的な研修教育、長期低利資金の融通等を行っており、南の島沖縄を舞台に新たな担い手が活躍することが期待されています。

③ 農業農村基盤整備(別掲)

P.23 参照

④ 農産作物の生産振興

復帰後の沖縄農業は、台風・干ばつ等の厳しい自然条件や離島という制約条件の下、我が国唯一の亜熱帯性地

I 農林水産業の振興

域における温暖な気候を活かして、耐台風性農作物として、戦後早くから栽培されてきたさとうきびやパインアップルと、本土向け野菜、花き等の園芸作物の生産拡大により発展してきました。

しかしながら、近年においては、さとうきびやパインアップルの生産量は生産農家の減少・高齢化等からいずれも減少しています。

このような状況の中、さとうきびについては、ハーベスター等の積極的な導入による省力化・低コスト化が進められており、さらに、平成十四年三月末現在、二十八のさとうきび生産法人が組織化され、生産の担い手として期待されています。また、パインアップルについては、これまで缶詰用の生産に偏重していたが、近年においては、



店頭に並ぶみずみずしいゴーヤー

生果用の生産比率が拡大傾向で推移しています。

野菜については、野菜生産出荷安定法に基づくにんじんの産地指定（昭和六十二年）を皮切りに、レタス、トマト、ピーマン、ばれいしょ等が次々と産地指定されたこと、ウリ類等の特殊病害虫であるウリミバエが平成二年に根絶されたこと、ビニールハウス等の園芸施設の整備が図られたこと等から生産量が拡大し、本土向け出荷量も年々増加し、中でもゴーヤーの出荷が急増してきました。しかしながら、近年においては、長引く不況と外国からの輸入野菜との競合等により、ゴーヤー等を除いてやや減少傾向で推移しています。

このため、国際競争等に耐えうる産地の育成に向けて、今後、省力化・低コスト化と高品質化を目指した産地の構造改革を進めることが重要です。

果樹については、昭和五十八年に初めて熱帯果樹であるマンゴーのビニールハウス産地が整備され、その後次々と産地が育成されています。

花きについては、きくを中心に昭和五十年代に本土向け出荷が本格化するとともに、その後、生産量が着実に増加し、めざましい発展を遂げました。しかしながら、近年、横ばい傾向にあることから、安定生産、高品質化のため、平張りネット等の農作物被害防

止施設等の導入が進められています。その他、長寿県である沖縄の健康食品として、ウコン等の薬用作物が注目されており、その生産が近年増加しています。



ハウス内でたわわに実ったマンゴー

⑤ 畜産物の生産振興

復帰前の沖縄県における畜産については、長期にわたる米国統治の下、低廉な外国畜産物が大量に輸入された上に、乏しい財政事情から生産基盤の整備が立ち後れ、小規模かつ零細な経営を余儀なくされました。

復帰後、草地開発事業等による粗飼



広々とした放牧風景

へと転換を図ってきました。

このような中で、近年、沿岸・沖合域においては回遊性魚類の増集性を利用したマグロ漁業や未利用有用資源のソデイカ漁業等の新たな漁船漁業が普及し、海面養殖業においては熱帯性の海域環境を活かしたモズクやクルマエビ、スギ等の生産性の高い養殖対象種が開発されるなど沖縄県特有の漁業構造が確立されつつあります。

このような周辺水域の高度利用による多様な漁業展開に対応するため、漁港施設や漁場造成等による水産基盤の整備その他水産業の振興に係る諸施策が継続的に実施されているところです。

⑥ 食品・流通産業の振興

沖縄県の食料品製造業分野における平成十二年の製造業事業所は七百二十九事業所、製造業従業者数は九千九百十四人、製造業出荷額等は千四百八十四億円となっており、これらを復帰時の昭和四十七年と比べると、従業者数で二％減少しているものの、事業所数で十％、出荷額等で二百八％増加しています。沖縄における県産農産物を原料とする主な食料品製造業としては、砂糖製造業、パインアップル缶詰製造業、牛乳・乳製品やハム類等の製造を

林業の振興

別掲
P.24
参照

林業の振興においては、林業生産・流通・加工体制の整備を推進し、林業生産性の向上と林業所得の増大により林業経営の安定化と定住の促進を図ることが重要です。

このため、沖縄県においては、昭和五十三年の沖縄林業振興特別対策事業以来、継続して林業構造改善事業が実施され、木材加工施設、特用林産物生産施設等の整備を推進し、森林資源の有効利用に向けた取組を推進してきているところです。

また、森林に対する国民の要請が多

水産業の振興

別掲
P.25
参照

復帰後、沖縄県における水産業は、遠洋・沖合域の大型漁船漁業から、沿岸・沖合域の小型漁船漁業及び海面養殖業



新鮮なクルマエビ

II 沖縄の経済産業の振興

復帰後の沖縄経済の自立化を実現するため、一次～三次にわたる「沖縄振興開発計画」に基づきハード、ソフトの両面から種々の産業振興施策がこれまでの三十年間で講じられてきました。とりわけ産業立地政策においては、工業団地の造成、工業用水の確保等をはじめ、他県に類を見ない自由貿易地域那覇地区及び沖縄特別自由貿易地域（中城）の設置等により、産業振興のための基盤整備を図るとともに企業誘致を促進する施策を展開してきたところです。

現在では、情報通信関連産業、加工交易型産業、健康食品産業、環境関連産業等が管内経済を牽引する重点産業であると期待されていることから、当局においては、このような戦略性のある産業の発掘・育成に関する支援施策を講じているところです。

① 地域活性化施策の推進

● 産業基盤整備

沖縄では復帰後の経済自立化を達成するための手段として、産業振興に不可欠であり、かつ、本土に比べ大幅に

立ち後れていた産業インフラの整備にいち早く着手しました。産業基盤整備事業の主要なものとしては、糸満工業団地造成事業（昭和六十年完了、造成面積百三十二ha）及び沖縄工業用水道事業（計画水量十萬五千m³/日、昭和五十一年から一部給水開始）、中城湾港新港地区工業団地造成事業（平成十四年度完了予定、造成面積三百九十三ha）が挙げられます。沖縄県による工業団地造成事業については、事業実施のための借入金等に係る利子補給を行うとともに、工業団地等への工場移転・立地を促進するため、当該市町村や企業に対する産業再配置促進費補助金の交付による支援を行いました。

この結果、工場の移転再配置の促進及び生産能力の拡充、工場誘致等に対するインセンティブ効果がもたらされました。

また、工場等移転再配置の際は、工場緑化、排水路整備等の環境整備が計画的に進められたため、地域の快適な住環境創出等にも寄与するものとなりました。

これらの産業基盤の整備の実施と併せて、昭和五十年から沖縄振興開発特別措置法に基づき、税制上の優遇措置を盛り込んだ施策が展開されました。

まず、工業等開発地区の指定が開始され（平成十四年四月現在、十三地区）、平成十年三月には同法を改正し、特別自由貿易地域が中城湾港新港地区の一部において指定されるなど、産業貿易の振興を促進する環境が整備されました。また、産業立地を推進し地域活性化を図るため、平成二年には沖縄県、工業等開発地区の市町村等で構成する「沖縄産業立地推進協議会」を発足させ、企業誘致に向けた諸活動を行っているところです。

● 地域産業振興施策の展開

第二次沖縄振興開発計画に併行して、「八十年代の沖縄地域産業ビジョン」を策定しました。その後、経済環境の変化、国際化の進展、諸機能の東京一極集中等、内外の社会情勢が大きく変化したことから、平成元年には新たに「九十年代の沖縄地域産業ビジョン」を策定し、産業振興の基本方向を示しました。

また、産業技術に係る調査研究の成果を企業化に繋げる役割を持った（財）地域産業技術振興協会（昭和五十六年）と、産業活性化・新産業の創出支援等

② 商工業の振興

● 製造業への支援

沖縄の振興開発を進める上で、物的生産分野の環境整備は極めて重要であるとの認識から、復帰以降これまで、製造業を中心に各種の補助金や金融・税制等の支援措置を講じ、その育成、発展を図ってきたところです。

とりわけ産業の自立化を図る上では技術開発により競争力を有した生産基盤の構築等が重要であることから、産業技術の高度化・研究開発等に対する支援を積極的に行ってきたおり、最近では、産学官が連携した技術開発への支援や沖縄県工業技術センターなど公設試験研究機関に対する支援を重点的に行っています。



IT企業におけるコンテンツ制作

の役割を持つ（財）南西地域産業活性化センター（昭和六十三年）がそれぞれ設立されました。その後、シンクタンク機能の強化を図るため、平成十年四月には両財団に（株）沖縄総合研究所を加えた三機関が整理統合されたところです。



新産業・中核産業育成の拠点となる「沖縄県産業支援センター」

他方、地域経済の活性化、高度化を図るため、研究所、商品開発部門、設計・デザイン業等、産業の頭脳部分の地域への集積を目的とした法律、いわゆる「頭脳立地法」に基づき、管内八市八町五村を対象区域とした「沖縄地域集積

また、このような製造業における生産技術の向上を促すため、日本工業規格（JIS）表示制度による企業の社内標準化や品質管理などの指導を行っています。

復帰後適用されたJIS制度については、現在、生コンや鉄鋼など百二十三件の工場が認定されており、JIS規格に適合した製品の製造をとおして全体的な製造技術の向上に寄与しています。

● 情報化の推進

近年は、パソコン、携帯電話等の情報端末が社会のあらゆる分野で活用されており、企業にとっても情報化は経営戦略上不可欠なものとなっています。さらに沖縄県にあつては、情報通信産業を二十一世紀を担う中核産業と位置付けており、このような情報化社会の到来及び情報通信産業育成の観点から情報処理産業やコンテンツ産業の育成・支援策を講じていく他、地域における情報処理システム開発・普及の支援等も行っています。

また、コールセンターやiDC（インターネット・データセンター）といった新しい形態のサービス産業の企業進出が近年多くみられます。このような情報通信関連産業の北部地域への集積等を図るため「宜野座村サーバーパーク」の整備など直接支援の実施と

促進計画」が平成二年八月に策定されました。これにより、中城湾港新港地区工業団地においてはトロピカルテクノパークが指定されるとともに、平成五年十一月には（株）トロピカルテクノセンター（TTC）、平成十年四月には沖縄県工業技術センター（旧沖縄県工業試験場）が同工業団地内に移転・整備され、研究開発・企業化の推進等研究・交流拠点として地域産業の高度化の推進体制が強化されました。



沖縄特別自由貿易地域に設置されている「賃貸工場」

以上のように、沖縄振興開発特別措置法に基づく産業基盤整備、税制等の優遇措置、補助金等による財政支援、沖縄県、市町村並びに民間団体等による産業振興施策の積極的な展開により、相当程度の地域活性化が図られました。しかし、近年の地域経済に対する競争のグローバル化にあつては、新規・成長分野の育成、IT化の進展など、

ともに、ITを活用した経営革新の支援など、産業の情報化や地域情報化の推進にも取り組んでいるところで。



多くの企業進出がみられるコールセンター

●新規事業の創出

我が国産業の再生・活性化を図るためには次世代の新たな産業分野開拓の原動力となる新事業の創出を地域レベルで促す必要があります。このようなことから当局としては、ベンチャー企業と投資家のマッチングを図るベンチャープラザの開催をはじめ、金融・税制等による個人、事業者の新規開業支援や関連支援機関のネットワーク化に取り組んでいます。この他、学生が在学中に就業体験を行うインターンシップの推進を図るため、受入企業等の開拓、支援等を行っています。このような取組が起業家マインドを醸成する環境を造り上げ、より戦略性を持った創業が促進されつつあります。

③中小企業への支援

●中小企業の創業・経営革新への支援

技術の進歩や企業間競争の激化、IT化の到来など中小企業を取り巻く環境は従来に比べて大きく変化してきたことから、平成十一年に中小企業基本法が改正されました。この法律改正により、中小企業に対する政策目標が「大企業との格差是正」から「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」となり、中小企業が、厳しい経営環境を克服し、活力ある成長発展を遂げられるよう、小規模企業から創業・ベンチャー企業まで、多様なニーズに適切に対応していくこととなりました。

以上の背景もあつて、沖縄県においては、施策情報、診断・助言、技術開発などの支援策を効果的に提供できるワンストップ・サービス型の支援拠点、「沖縄県中小企業支援センター」を設置しました。更にこれを核として北部、中部、南部、八重山の各地域に地域中小企業支援センターを設置し、地域に密着したきめ細やかな創業支援を行っています。

当局としては、このような公的支援機関の体制整備への支援をはじめ、経済的構造的変化の影響を受けている中小企業の行う経営革新や、創造的な事業活動による商品開発、ニューサービ

スの展開に対しても、同センターとの有機的連携を図りつつ補助金の交付等によって、当該中小企業に対する支援を行っています。

●中心市街地の活性化

沖縄で古くから「マチヤグワ」として親しまれてきた中心市街地は、経済活動を生み出す場であるとともに、地域コミュニティの中心として、重要な役割を担ってきました。しかしながら、近年、郊外への大型店の立地や消費者の行動パターンの変化等を背景として、商店街の空店舗の増加をはじめとする商業機能の空洞化など、商店街の衰退が深刻化しています。このため、平成十年に制定された中心市街地活性化法に基づき、市町村にTMO（タウンマネジメント機関）を設置し、地元のコセンサスを得た中で市街地の設備改善と商業の活性化に向けた事業を推進していくなどの施策が講じられました。

管内においては、宜野湾市、那覇市、沖縄市、石垣市、平良市、具志川市において商工会等がTMOを設置し、街づくりに取り組んでいます。特に宜野湾市商工会では、第三セクターの（株）ティ・エム・オー普天間と連携しTMO計画（中小小売商業高度化事業計画）の認定を受け、中核施設のスーパーマ



マチヤグワ

●大型店に対する政策転換

このような商店街の活性化が図られる中で、街づくりの観点から大型店の出店規制についても政策転換が図られました。これまで、大型店の出店に際しては、地域中小店を保護するために出店調整を行ってきたところですが、消費者ニーズの多様化、モータリゼーションの進展により小売業の今後のあり方が見直され、平成十二年六月に施行された大規模小売店舗立地法に基づき、交通・環境問題への対応、計画的な地域づくりとの整合性の確保等を視野に入れた出店計画が要されることとな

●物流の効率化

りました。最近の傾向としては、郊外型の大規模店の立地が目立っており、その数も復帰前の三店舗から現在では百四十四店舗を数え、新たな地域コミュニティの場が形成されています。

沖縄の経済自立化には常に物流コストが障壁となっており、物流コストの低減をいかに図っていくかが恒常的な政策課題となっています。このような中、我が国の物流分野のコスト低減のため、平成九年に「総合物流施策大綱」が閣議決定されたことを受け、沖縄においても物流の効率化を検討するための「沖縄地方総合物流施策推進会議」を設置しました。これにより定められたアクションプログラムに基づき、物流効率化のための意識の啓発と普及及び中小企業に対する物流システムの効率化・高度化のための支援を行ったところ。

④環境・資源・エネルギー対策

●循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制、資源の有効な利用の確保を図り、循環型社会を構築することは地球規模の課題です。管内で

も年々増大する廃棄物、最終処分場の逼迫等、廃棄物処理の諸問題については、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法等のリサイクル関連法の施行に伴い、消費者・事業者が取り組むゴミの減量化、リサイクル等を積極的かつ円滑に促進させるため、制度の普及啓発、指導を行うとともに、資源循環型社会の構築を目指したニュービジネスを支援しています。

●鉱物資源の有効活用

管内の鉱物は、ほとんどが石灰石で、平成十四年四月現在で稼行鉱山が九十九鉱山となっています。石灰石は、管内の主要な地場資材であり、主として建築、土木資材、セメント原料等の基礎資材として使用され、沖縄の産業基盤の整備等に大きく貢献しています。このほか、管内に出願されている約七万坪の石油・天然ガスの油田開発や一部分散型電源への利用が試みられている本島中南部等での水溶性天然ガスの開発が期待されています。

●石油の精製等

管内には石油精製会社二社、油槽所一社、備蓄会社二社の計五社が立地しています。原油処理能力は二十一万バレル／日で、我が国全体の三・九%



石油精製設備（平安座島）

●電力・ガスの安定供給

電力及びガスは今やライフラインとして暮らしや経済活動に不可欠です。電気については、復帰後、琉球電力公社と民営五配電会社がその供給を行っていました。現在では復帰時の特殊法人化でスタートし、昭和六十三年に完全民営化された沖縄電力(株)により行われています。沖縄電力(株)では、戦後

ーケット、コミュニティホール、駐車場等を備えた商業施設の整備が行われました。

から現在まで四十八倍に達した電力の安定供給及び電源多様化を図るため、石炭火力発電所の建設を進めており、平成七年三月の具志川火力発電所に続き、平成十四年二月には金武火力発電所一号機が運転を開始するなど電力の供給信頼度の向上に努めています。このような管内の電力供給を円滑にするため、沖縄電力に対しては沖縄振興特別措置法による優遇税制や石炭火力発電所建設における建設費補助による支援が行われたところです。

また、将来的な新技術に基づく電源多様化の一環として、経済産業省の委託事業による世界初の海水揚水発電実証試験（出力三万kW）が、本島北部の国頭村において実施されており、平成十一年〜平成十五年度の五年間の試験運転のデータを活かした実用機開発が期待されています。

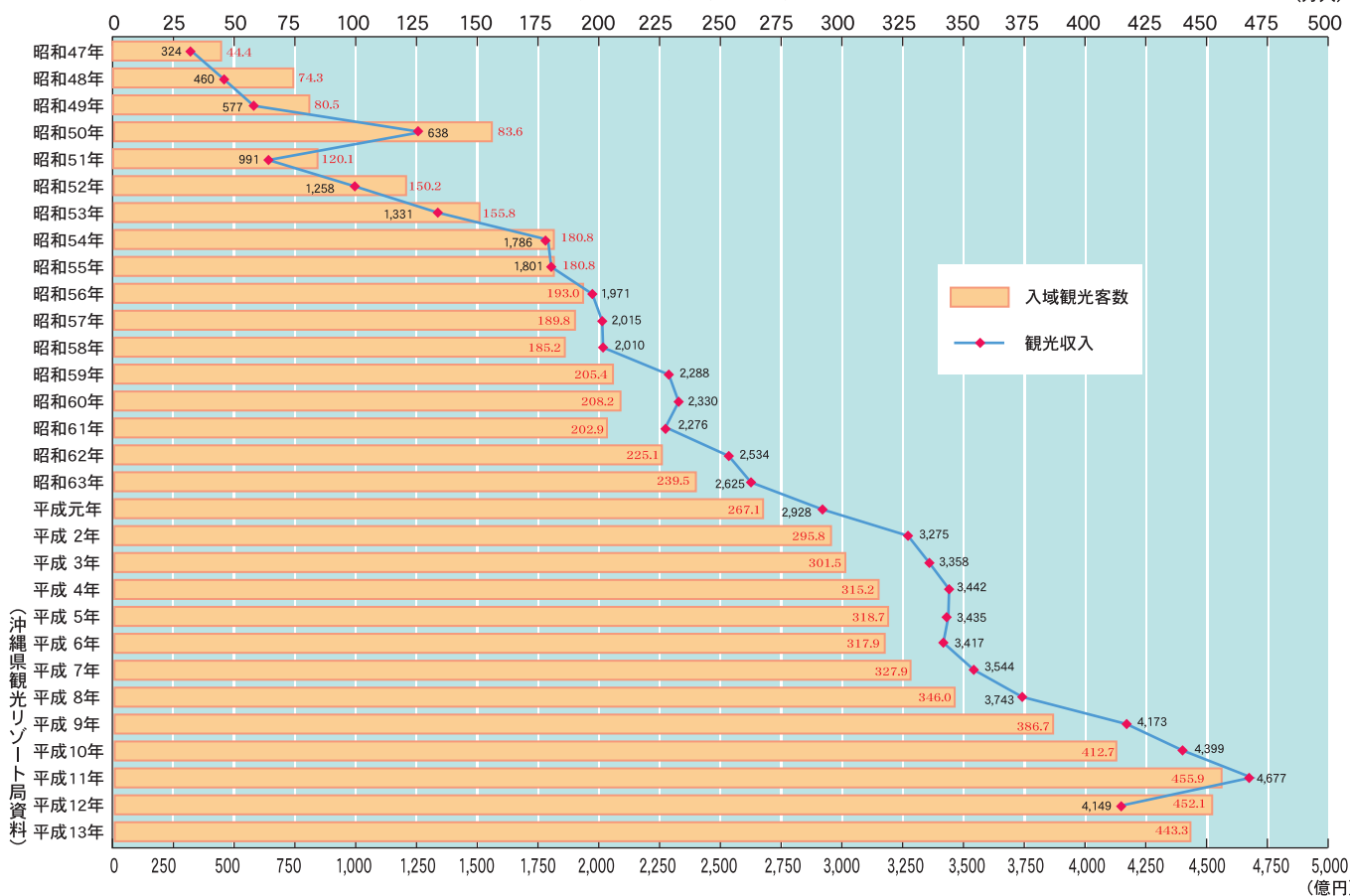
なお、近年長期化傾向を見せる大規模電源の立地を促進するため、当局では、電源立地市町村及びその周辺市町村（電源地域）等に対し、いわゆる電源三法に基づく交付金等を交付し、電源地域等の振興及び活性化について支援しています。

一方、ガス体エネルギーについては、一般ガスの現在の需要家数は復帰時と比べ約四・七倍、簡易ガスは約六・八倍と拡大していることから、安定供給への使命はますます重要となっています。一般ガスについては、資源エネルギー



ブセナリゾート(サミット会場となった万国津梁館を望む)

年次別観光客数及び観光収入



庁がガス種を供給安定性に優れた天然ガスへ統一することを提言したことから、沖縄瓦斯(株)ではその準備段階として合成天然ガス移行への取り組みもなされています。また、簡易ガスにおいては安定供給に向けた経営の合理化等が推進され、近年では容器をボンベからバルク供給へ移行する動きも見られています。

●新エネルギー・省エネルギー導入・推進

沖縄は新エネルギーの開発に適した地域であることから、その導入を推進すべく、各種広報事業を行うとともに、自治体による新エネルギービジョン策定や設備導入への補助、風況精査、太陽光発電フィールドテスト等への支援を行ってきたところです。

これまでも、各種の試験研究(離島用太陽光発電システム 渡嘉敷島)、エネトピア・アイランド構想(宮古島等)を経て、多くの風力・太陽光等の新エネルギーが設置されています。

省エネルギーについては、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、一定規模以上のエネルギーを消費する事業場に対し、エネルギー管理者の選任等の義務を課す一方で、功績者及び優良工場等に対する表彰、省エネルギー推進に係る各種広報事業、自治体における省エネルギービジョン策定

への支援を行ってきたところです。



風力発電設備

●産業保安の確保・維持

エネルギー供給に際し、保安を確保しつつ、その安定供給を図ることはエネルギー供給事業者の社会的責務として益々重要視されることとなっています。折しも、平成十三年一月の中央省庁の改革に伴い原子力・安全保障院が設置され、産業全般に係る安全規制をより一元的に行う体制が整備されたところです。電力、ガス、火災類の保安確保のためには、これまで行ってきた国の直接的なチェック以前に規制緩和に伴う自己責任体制の確立を追求する指導等が重要となっており、このための事業者等に対する保安意識の啓蒙に努力しているところです。

Ⅲ 観光の現状と課題

沖縄の入域観光客は、復帰の年(昭和四十七年)の四十四万人から沖縄国際海洋博覧会が開催された昭和五十年には百五十六万人へと増大し、以降道路、空港等の社会資本の着実な整備等もあって順調な伸びを示し、昭和五十九年には二百万人を突破し、平成十一年には四百五十六万人となりました。

活用した文化交流、亜熱帯性の自然の魅力を活かしたエコツーリズム等を推進し、通年型観光地へのさらなるシフトが指摘されています。

沖縄サミット開催による航空便減少や旅行手控えにより、入域観光客数は四百年は米国における同時多発テロの影響により修学旅行を中心にキャンセルが続出するなど沖縄観光は大きな打撃を受け、入域観光客数は四百四十三万人と大幅に減少しました。こうした状況の中、内閣府及び国土交通省主催による沖縄観光振興会議、沖縄観光促進シンポジウム等を開催して、PR活動、招へい事業、イベント、観光キャンペーン等を推進し、沖縄観光の回復と一層の振興を図ることとしました。

沖縄県の調査によれば、観光産業の経済貢献度は、全国の三倍強に相当しており、沖縄経済振興二十一世紀プランにおいては、観光・リゾート産業がさらにダイナミックに発展し、県経済全体を牽引していくことが強く求められているとしており、国際コンベンション都市としての成長、文化遺産等を

今後とも、沖縄の観光を考える百人委員会、日中文化交流事業等を通じ、沖縄の観光の在り方等を検討することにも、沖縄県と連携して様々なイベント、キャンペーン等を支援していく他、観光振興アドバイザー派遣事業、闘牛を活用した観光等地域の特性に応じた観光まちづくり等を推進していくこととしています。

沖縄県観光審議会においては、今後十年間の観光施策の指針となる第四次の沖縄県観光振興基本計画案を沖縄県知事に答申し、入域観光客六百五十万を目指すこととしています。



沖縄観光振興会議(平成13年11月4日)における岩村国土交通省総合政策局長、扇国土交通大臣、稲嶺沖縄県知事(左から)

Ⅳ 自由貿易地域・特別自由貿易地域

自由貿易地域は、沖縄における企業立地の促進と貿易の振興に資するため「沖縄振興開発特別措置法」により規定された我が国唯一の関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制上の優遇措置が適用されている地域です。

同地域は、沖縄県知事の申請に基づき内閣府沖縄担当大臣（当時は沖縄開発庁長官）が指定を行うもので、昭和六十二年十二月に地域指定され、翌年七月に供用が開始されました。場所は那覇市内に位置し、空港や港にも近い。面積は約三ヘクタール。現在、食料品製造業等十三企業が入居しています。

なお、自由貿易地域内の制度については、平成四年三月の「沖縄振興開発特別措置法」の一部改正により税制上の優遇措置の対象業種の拡大及び総合保税地域の活用等制度の拡充が図られ、さらに平成十四年四月一日に施行された「沖縄振興特別措置法」では、保税地域許可手数料の軽減措置の対象に保税展示場及び総合保税地域が追加

されました。

特別自由貿易地域は、企業の立地が進んでいない地域であって、相当数の従業員を使用する企業等の集積を促進することにより沖縄における産業及び貿易の振興に資することを目的として、平成十年「沖縄振興開発特別措置法」の一部改正により創設されました。沖縄市、具志川市、勝連町に位置する中城湾港新港地区が指定されています。面積は約百二十二ヘクタール。現在、分譲用地に一企業、レンタル工場に五企業が立地しています。立地企業に対する国税・関税・地方税等の優遇措置が適用されます。

また、平成十四年四月一日に施行された「沖縄振興特別措置法」により、特別自由貿易地域活性化事業を実施する法人の事業について、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置が講じられることになりました。



特別自由貿易地域中城港新港地区

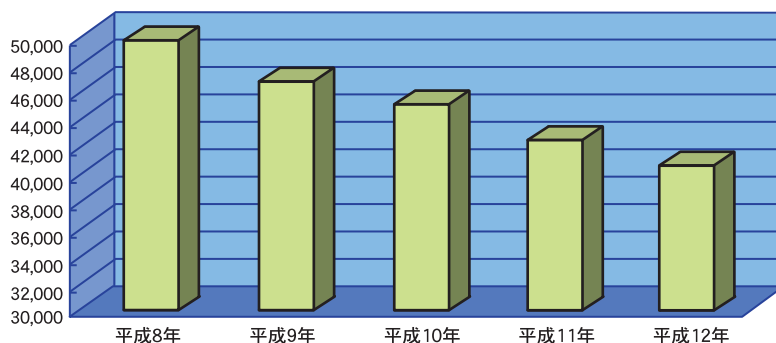
陸上・海上交通の整備

バス事業の現状と課題

沖縄県内におけるバス事業は、通勤・通学・通院等の地域住民の日常生活を支える公共機関として重要な役割を担っているものの、自家用車の普及により利用者は恒常的に減少しています。自家用車の普及は道路交通渋滞や大気汚染等の問題を顕在化させており、こういった環境問題、エネルギー問題に対応するためには、バス事業の役割は今後ともますます重要になってくるものと考えられます。

こうした中、引き続き、ダイヤの効率化、車両の更新・バス停上屋の整備等のサービス改善を図っていくとともに、朝夕のラッシュ時間帯の定時制確保のための施策が講じられる必要性があります。なお、かかる問題意識から、昨年度、運輸部においては、バス事業者の協力の下、郊外の駐車場において自家用車からバスに乗り換えて都心部に向かう方法（パーク・アンド・バスライド）の実証実験を行ったところです。

沖縄県内の乗合バス輸送人員の推移（千人）



「パーク・アンド・バスライド」の実証実験



渋滞する国際通り



久高～安座間に就航しているフェリーくだか

海上交通の整備

有数の島嶼からなる沖縄県において、旅客、貨物とも県外及び県内の移動においては、海上交通の果たす役割は大きい。本土航路においては、輸送人員、運航回数ともに減少傾向にあるが、貨物量は年々増加の傾向にあります。

本島と離島を結ぶ航路は基本的には生活航路であり、当面輸送需要の大幅な変動は見込まれないが、輸送人員は基本的に増加傾向にあり、各島における観光振興の成否いかなでは将来的に輸送需要が増大することも考えられます。

離島航路は、旅客輸送に加えて、生活必需物資等の貨物の大量輸送及び自動車航送という島民生活に必要不可欠なサービスを提供しているが、一部を除いて経営の合理化に努力しているにもかかわらず、赤字を余儀なくされているのが現状です。

その助成策として国、県、市町村で欠損額を補助しています。今後その

基本的役割が発揮できるよう、維持を図るとともに、観光交通にも配慮しながら、交通需要への対応を進めていく必要があります。

海上交通に関しては、荒天時の欠航が多いという指摘がなされています。

船舶が唯一の交通手段である島においては、確実性、定時制の向上は重要な問題であり、観光客等の需要の動向を維持しつつ、快適性、利便性を高め、就航率を向上させるため、船舶の大型化、高速化に取り組んでいきます。

また、高齢者、障害者等の移動円滑化を図るため、船舶、交通施設等のバリアフリー化を進めるとともに、関係自治体と地域の実情に応じて福祉政策と連携をとった交通施策を進める必要があります。この新法に基づき、粟国航路にはカーフェリー、座間味航路には高速船が平成十四年八月には就航予定です。

○旅客等輸送実績

離島航路	年度	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
	輸送人員(千人)	2,039	2,049	2,049	2,167	2,484	2,514	3,158	3,097	2,988	3,165
	貨物量(千トン)	540	511	534	524	603	602	500	541	500	425
	自動車航送(千人)	124	133	143	145	160	160	159	160	176	186

本土航路	年度	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
	輸送人員(千人)	170	164	162	144	132	124	107	101	104	101
	運航回数	1,035	1,058	1,059	1,040	943	906	842	890	713	786
	貨物量(千トン)	3,405	3,479	3,523	3,248	3,216	3,401	3,790	3,979	3,979	4,014

離島

 Part.5

の振興

沖縄は、本島のほか多くの離島（うち有人離島三十九島）から成っているが、これらの離島は、地理的・自然的条件により、経済社会の発展が制約を受けており、生活水準及び生産機能は、他の地域に比較して低位にあるとともに、過疎化の進行等多くの問題を抱えています。

このため、離島地域の活性化を図っていくことは沖縄の振興にとって重要な課題となっています。

離島の振興については、復帰後住民生活の安定向上を図るため、交通の確保、農業の振興、保健医療対策、教育施設の整備、生活基盤の整備等のほか、沖縄振興開発特別事業として離島電気供給施設、離島総合振興センター等の整備が推進されてきました。

また、平成十四年四月一日に施行された沖縄振興特別措置法においても、沖縄振興計画において「離島の振興に関する事項」を定めることとしているほか、離島の地域における高齢者福祉の増進、交通の確保、小規模校における教育の充実、旅館業に係る課税の特例等の措置を引き続き講じることになっています。

離島電気供給施設整備状況

離島名	市町村名	布設距離 km	区 間	事業主体	施行年度
大神島	平良市	4.0	狩俣～大神	平良市	S54
水納島	本部町	4.0	瀬底～水納	本部町	S55
鳩間島	竹富町	6.7	西表中野～鳩間	竹富町	S57～58
西表島・舟浮	竹富町	4.0	西表・白浜～舟浮	竹富町農協	S59～60
新城島	竹富町	7.6	西表～下地～上地	竹富町農協	S61～62
水納島	多良間村	8.7	多良間～水納	宮古郡農協	S62～H1

(1) 離島電気供給事業 (海底送電施設)

離島電気供給施設は、沖縄の離島における農林水産業の生産力増大及び地域住民の生活向上を図るために必要な電気を供給する施設として建設されたものであり、平成元年度には全ての事業が完了しています。

海底送水管施設整備状況

施行年度	送水管敷設区間	事業主体	施設計画	
			給水人口 (人)	給水量 (m ³ /日)
S46	平良市狩俣（宮古島）～池間島	宮古島上水道企業団	2,500	420
S47～S49	西表島～新城島～黒島	竹富町	746	220
"	下地町前浜（宮古島）～来間島	宮古島上水道企業団	548	206
"	勝連町平敷屋（沖縄本島）～津堅島	勝連町	1,600	270
S50	奥武島～オーハ島	仲里村	117	21
S50～S51	石垣市新川（石垣島）～竹富町	竹富町	550	140
"	本部町備瀬（沖縄本島）～伊江島	県企業局	8,000	1,700
"	今帰仁村運天（沖縄本島）～古宇利島	今帰仁村	1,200	255
S52～S53	西表島～小浜島	竹富町	1,000	400
"	知念村吉富（沖縄本島）～久高島	知念村	540	140
S54～S55	西表島～鳩間島	竹富町	100	40
"	平良市狩俣（宮古島）～大神島	宮古島上水道企業団	200	80
S55	瀬底島（本部町）～水納島	本部町	140	71
S56～S57	本部町健堅（沖縄本島）～瀬底島	"	1,051	473
"	平安座島（与那城町）～浜比嘉島	勝連町	1,180	306

(2) 離島水道事業

沖縄県の離島においては、これまで井戸や溜池より取水してきたが、渇水時における水の確保に支障をきたしていました。将来の離島の開発事業を円滑に推進するためにも給水施設の整備が急務でした。このため、水源に恵まれない離島においては、海底送水管を敷設し、敷設困難な離島においては、海水淡水化及びかん水淡水化施設を実施してきました。

海水、かん水淡水化施設整備状況

施行年度	施設名称	事業主体	計画給水人口 (人)	施設能力 (m ³ /日)
H12～H15	北大東村簡易水道海水淡水化施設	北大東村	710	320
S60～S61	渡名喜村簡易水道海水淡水化施設	渡名喜	700	240
"	栗国村簡易水道かん水淡水化施設	栗国村	1,200	400
S63 H6	波照間簡易水道かん水淡水化施設 海水淡水化施設	竹富町	700	240 230
H5 H12～H15	南大東村簡易水道海水淡水化施設	南大東村	1,750	300 430

沖縄コミュニティ・アイランド事業実施状況

年度	市町村名	事業名
H2～3	伊平屋村(伊平屋島)	友愛と健康の広場整備事業
H3～4	下地町(宮古島)	ふれあいの前浜海浜広場整備事業
H4～5	竹富町(波照間島)	サザンクロス交流広場整備事業
H5	座間味村(座間味島)	くじらの里ふれあい広場整備事業
H5～6	南大東村(南大東島)	フロンティアパーク整備事業
H6～7	渡嘉敷村(渡嘉敷島)	鯨海峡アイランド整備事業
H7～8	勝連町(津堅島)	キャロット愛ランド整備事業
H8～9	上野村(宮古島)	博愛リフレッシュパーク整備事業
H9	伊平屋村(伊平屋島)	ムーンライトマラソン
H9～10	具志川村(久米島)	白瀬川ロマン探索事業
H9～10	竹富町(西表島)	マンタの海ふれあいシップ事業
H10	竹富町(波照間島)	サザンクロス交流フェスタ
H10～11	多良間村(多良間島)	たらまゆがぶうランド整備事業
H10～11	仲里村(久米島)	タートルアイランド整備事業
H11	南大東村(南大東島)	ポロジノアイランド魅力発信交流フェスタ
H11～12	知念村(久高島)	ニラーハナー・ロマンアイランド整備事業
H11～12	伊良部町(下地島)	サンパアイランド整備事業
H12	北大東村(北大東島)	フレンドリー北大東島おこし
H12～13	与那国町(与那国島)	ヨナグニサン自然ふれあい広場整備事業

(3) 離島振興総合センター、 沖縄コミュニティ・ アイランド事業

離島振興総合センターは、離島における産業及び社会教育の実施、生活改善の推進、保健・福祉の増進、生活便益の確保並びに離島文化の振興等の多目的な機能を有する総合的な施設として建設されたものです。

これらの施設等は、昭和五十一年度から事業が実施され、平成二年度をもって事業は終了しました。それに代わる新たな事業として、離島の特性を生かした観光・レクリエーションの推進、他地域との交流促進などに必要な施設を整備するコミュニティ・アイランド事業が、平成二年度から実施され、平成十三年度の事業終了までに十九ヶ所の離島に施設整備が行われました。



コミュニティ・アイランド事業 タートルアイランド施設(久米島町)(亀の館・浦島館・モニュメント等)

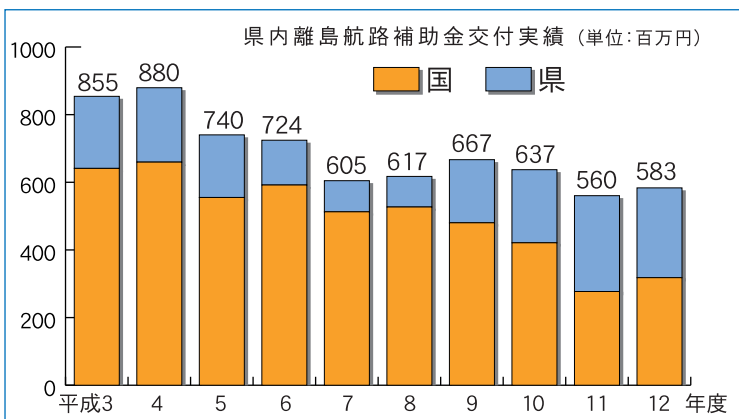
(4) 離島航路補助事業

多くの離島からなる沖縄県において、離島航路は離島住民の生活及び島の地域振興にとってかかすことのできない交通手段です。しかし、これらの航路は、過疎化現象が進むなかにあつて、一部の観光資源に恵まれた航路を除いて、赤字経営を余儀なくされているのが現状です。

そのための助成策として、離島住民の生活するうえに必要な不可欠な航路であり、一定の要件を備えた赤字航路については、離島航路整備法に基づき一定の基準で国庫補助航路として指定し、航路経営で生じた欠損額の補填を国及び県が助成する制度があります。

沖縄県の離島航路業者においても経営の合理化、サービス改善に努力を傾注しているにも関わらずそのほとんどの航路が赤字運営を余儀なくされています。

平成十四年三月時点で県内の離島航路は十七業者、十七航路ありますが、このうち十三業者が赤字航路となり国及び県からの補助金により補填されています。



本部町渡久地と水納島を結ぶニューウィングみんな(65トン)
平成10年6月就航

駐留軍用地跡地利用の促進について

Part.6

1. 沖縄県における米軍施設・区域の現状

なお、沖縄県における米軍施設・区域の具体的な状況は次のとおりです。

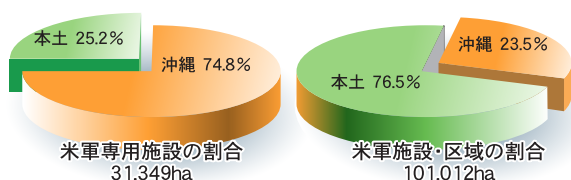
① 米軍施設・区域は県土面積の十・五％、沖縄本島に限ってみると、十八・八％と高密度の状況にあり、土地利用上大きな制約になっているほか、県民生活に様々な影響を及ぼしています。

② 復帰後、米軍施設・区域は減少傾向にあるとは言え、依然として在日米軍専用施設・区域の約七十五％が沖縄県に集中しています。

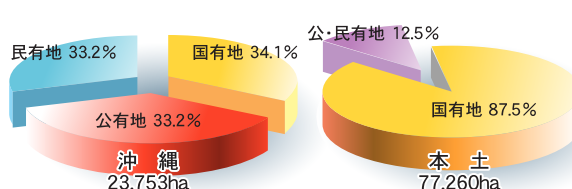
③ 沖縄県においては、国有地以外の公・民有地の割合が約六十六％と高いこと（本土は約十三％）が特色としてあげられます。

④ SACO最終報告の施設・区域の返還が実現すれば、沖縄県における米軍施設・区域の約二十一％、約五千haが縮小することになります。これから返還される土地は、復帰時からSACO最終報告までの間の返還面積約四千三百haを上回るようになります。

米軍施設・区域の全国比較



米軍施設・区域の公・民有地の割合



米軍施設・区域の全国比較 (平成13年3月末現在 単位: ha, %)

	全 国	沖 縄	本 土
米軍専用施設	31,349	23,445	7,904
一時使用施設	69,663	307	69,356
計	101,012	23,753	77,260

米軍施設・区域の公・民有地の割合 (平成13年3月末現在 単位: ha, %)

	国 有 地		公 有 地		民 有 地		計	
	面 積	割 合	面 積	割 合	面 積	割 合	面 積	割 合
沖 縄	8,109	34.1	7,756	33.2	7,887	33.2	23,753	100.0
本 土	67,568	87.5	9,692	12.5	77,260	100.0		

2. 普天間飛行場移設・返還を中心とした最近の動き

政府は、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するためSACO最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところです。同報告において大きな課題になっている普天間飛行場の移設・返還について、平成十一年十一月の県知事の移設候補地の表明及び翌十二月の名護市長の代替施設に係る受け入れの表明が相次いでなされました。こうした中、沖縄県及び地元から、住民生活や自然破壊への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興及



北谷町・北前地区
(旧キャンプ瑞慶覧・ハンビー飛行場跡地)

び駐留軍用地跡地利用の促進等の要請が寄せられてきました。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、平成十一年十二月二十八日の閣議において「普天間飛行場の移設に係る政府方針」の中で「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」を決定したところです。この閣議決定に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るため、平成十二年五月三十一日に内閣官房長官が主宰する「跡地対策準備協議会」が設置され、取組分野の明確化等総合的な検討・取組が進められています。沖縄総合事務局としても沖縄の経済の自立的発展と県民生活の向上に資するよう沖縄県等と連携をとりつつ、より一層の返還跡地の有効利用に取り組んでいくこととしています。

3. 沖縄総合事務局における跡地利用の具体的取組

沖縄総合事務局においては、平成九年四月に総務部に「跡地利用対策課」を新設し、沖縄総合事務局における跡地利用に関する市町村支援の総合的窓口としての業務等を行っています。主な取組を以下に紹介します。

①市町村支援事業について

返還跡地の利用については、一義的には地権者の意向により決定されるも

のであり、また地権者と市町村との連携のもとに進められるべきですが、具体的な跡地整備事業等を検討する際には専門的な知識、経験が必要となる場合があります。沖縄総合事務局ではそのような場合に、土地区画整理事業等の専門家を派遣し、助言・指導等を行う「市町村支援事業」を実施しています。



北中城村における市町村支援事業

②跡地利用に関する情報の整理等について

跡地利用を円滑に進めるためには返還跡地の面積、過去の跡地利用の事例、跡地整備事業に関する情報等多岐に渡る関連情報の収集・整理が不可欠です。沖縄総合事務局においては関係市町村等からの相談に的確に対応するため、平成十年度から跡地利用関連情報をデータベースの形で体系的に整理・蓄積・

利用する「駐留軍用地跡地利用支援システム」の開発・整備を段階的に進めています。同システムには跡地関連の文書・統計データ及び地図データが格納されており、開発当初は内部利用のみでしたが、平成十四年度からは関係機関及び一般市民との情報共有のためのWEBシステムが稼働する状況となっています。



沖縄総合事務局HP・「跡地利用の促進」のページ

③円滑な合意形成について(普天間飛行場接收前状況の共有)

普天間飛行場等大規模返還跡地については、その広大な面積、多数の地権者、周辺地域への多大な影響等から、具体的な跡地利用を推進するためには、関係者の合意形成等に膨大な時間と労力が見込まれているところです。このような状況を踏まえて、沖縄総合事務局では関係者の円滑な合意形成を図る観点から、普天間飛行場等の接收前の状

況をCG及びGISで再現し、関係者共通の基礎的な情報として共有する方策等を検討するための「普・普天間まちなみ再現検討委員会」を平成十三年四月に設置しました。その後、宜野湾市等の協力も得て、鋭意作業を進め、平成十三年度末にはCG及びGISが完成し、今後の跡地利用を促進するための有効な基礎的資料としての活用が期待されています。



CG画像の一部・宜野湾集落の市場(ジノーンマチグラー)

国有財産の無償・減額貸付

沖縄の本土復帰に伴い、米国民政府が管理していた普通財産は、現在、財務省所管一般会計普通財産として財務省が管理処分を行っています。

国有財産の無償及び減額貸付、減額売却や譲与などは、国が相手方に対し一種の財政支援を行うことと同じ効果を持つものであり、沖縄振興開発特別措置法に基づき、

県内の社会資本の整備が進められる中で、沖縄にある国有財産についても国有財産法により、道路、公園及び空港その他の公共施設用地として、地方公共団体に無償貸付及び減額売却されました。

県民に身近な施設としては、各種格闘技の公式試合やコンサート会場としておなじみの県立武道館の敷地を無償貸付しているのを始め、宮古空港、石垣空港などの第三种空港用地として無償貸付を行い、地域住民の利便向上と地域観光の振興に寄与しているほか、宮古病院敷地として減額貸付、石垣市児

童公園用地として無償貸付を行い、地域の生活環境向上に貢献していることなどがあげられます。



県立宮古病院

貸付が大幅に増加

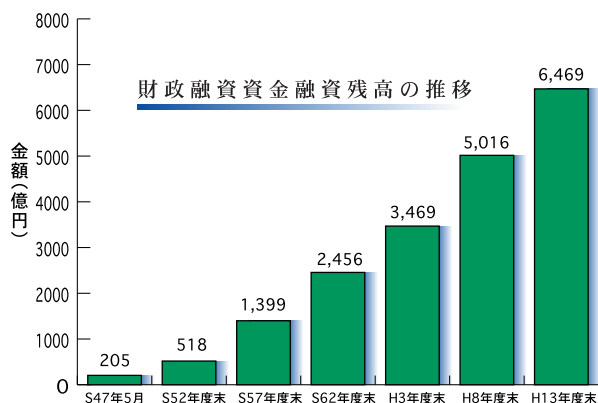
財政融資資金

財政投融資は、有償の資金を活用して政府の政策実現を図ろうとするもので、財務省が資金の運用管理を行っています。

そのうち、財政融資資金については、沖縄総合事務局財務部が沖縄県内の地方公共団体（沖縄県、市町村及び一部事務組合）に対して

公共施設の整備などを行うための資金として、貸付けを行っています。融資の対象事業は、道路、病院、学校、公園、上下水道、ごみ処理施設、公営住宅、港湾、などさまざまな分野に及んでいます。県内における財政融資資金の貸付けは、本土復帰以後大幅に伸びてきました。融資残高は、昭和四十七年に旧琉球政府から引き継いだ際には二百五億円であったものが、平成十三年度末では六千四百六十九億円となり、この三十年間に三十二倍に増加しています。（グラフ参照）

財政融資資金融資残高の推移



このように、融資残高の推移からみても、財政融資資金は、県内の地方公共団体を財源確保の面から支援し、社会資本の整備及び経済発展に寄与してきたといえます。

財政投融資制度は、平成十三年度に抜本改革が行われ、郵便貯金、年金積立金の全額預託義務が廃止されるとともに、「資金運用部資金」が廃止され、「財政融資資金」が設



財政融資資金を活用して建設された施設。

左：渡嘉敷村ごみ処理施設

下：県立中部病院

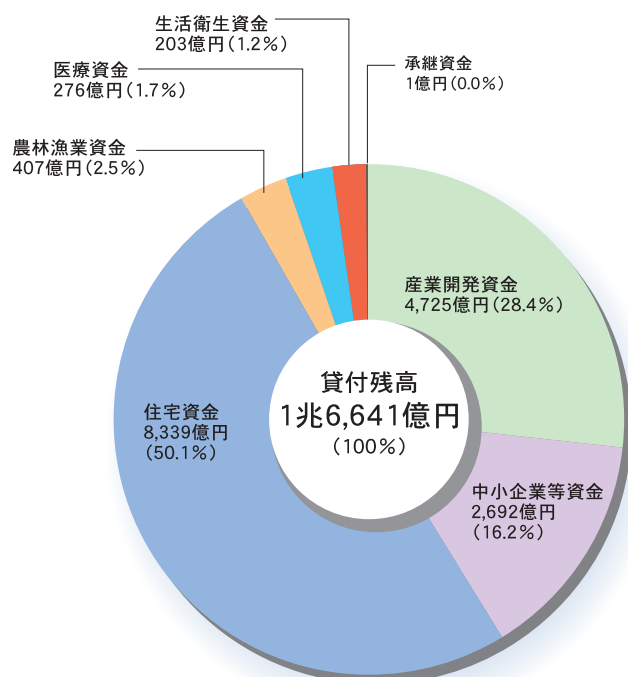


置されました。制度改革により、資金調達は、現在「財投債」の発行によつて、金融市場で行われています。

沖縄振興開発金融公庫について

沖縄振興開発金融公庫は、政策金融から沖縄県の経済社会の振興開発を図ることを目的として、昭和四十七年沖縄の本土復帰と同時

図一 25 沖縄振興開発金融公庫貸付残高の資金別構成(平成14年3月末)



(注)：中小企業等資金……中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金
資料：沖縄振興開発金融公庫業務資料

に設立されました。

同公庫は、本土における日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫等の融資業務に相当する業務を一元的に行っています。また、県内企業の育成に投資するため、民間企業への出資機能、債務保証機能、社債取得機能及び貸付権の譲受機能が付与されています。

平成十四年三月末の同公庫の貸付残高は一兆六千六百四十一億円となっています。なお、資金別貸付残高は図一25のとおりです。

これらの資金の貸付は、本土の各公庫等の貸付制度に準じていますが、貸付金利を始め貸付条件を本土の各公庫等より有利にするなど沖縄の実情を配慮した取扱いをしています。

メッセからの子帰復

農林水産部農政課



島川真由美

この三十周年に向けてのメッセージュを書くことが決まったとき、正直に言うところ「隠しているわけではないけれど、わざわざ自分から年齢を公にするのはいかなものか。」というのが本音だったのですが、沖縄復帰という記念すべき年に生まれたということ、これまでの自分の人生と復帰後の沖縄を重ねて考える良い機会を与えていただいたことに感謝しつつ、述べさせていたただきたいと思っています。

昭和四十七年に私が産まれたときには、すでに沖縄は本土に復帰しており、住んでいた地域は基地と隣合せではなかったことから、それ程、米軍統治からの復帰を意識することもなく成長しました。ただ、小さい頃からの風景が刻々と変わっていき、大きな時代の流れの中で着実に沖縄が変わってきていることは実感でき

ましたし、また、自分が成長するにつれ、沖縄が日本の中でも独特の文化を持つ地域であることがわかるようになりました。最近では、そのような独特の文化を持った地域に生まれたことがうれしく感じますし、縦に長い日本列島の中で、沖縄も含めて日本という国なのだなあとしみじみと感じています。

喜ばしいことに、最近はドラマや沖縄独特の食材等、様々な面から全国が注目を集めていますし、私達の世代でも三線や琉舞をはじめ沖縄の伝統的な文化が見直されています。沖縄は決して経済的に裕福な島ではないかもしれませんが、これまで受け継がれてきた伝統文化や穏やかな人柄、美しい海や自然環境等が財産ではないかと思っています。

このような南の島、沖縄を担う世代になって、縁があり沖縄総合事務局で仕事をする事になり自分にも何ができるのかと考えさせられますが、少なくとも、これまで引き継がれてきた沖縄の財産を次世代に残して行きたいと思っています。また、復帰から四十年、五十年と経過していく中で、これからも沖縄の変わっていく部分、変わらない部分を見つめつけていきたいと思っています。

開発建設部技術管理課



豊見山直樹

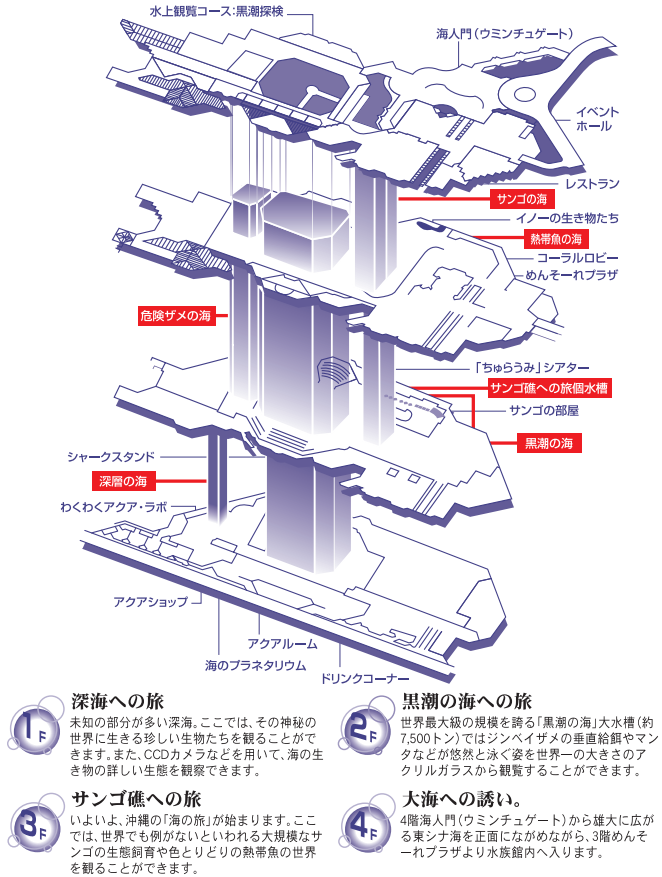
はじめまして、今年は沖縄復帰三十周年ということで復帰っ子（昭和四十七年生まれ）の職員にメッセージュを書いてほしいと依頼を受け、原稿を書いております。

私は、両親共沖縄の出身ですが、私自身は大分生まれで三歳の時に那覇市の方に引っ越してきました。そのときの印象は小さかった事もあってあまり覚えていませんが、たいした違いは感じませんでした。ただ、自分の親が地元の人と話しているときに違う言葉を話していたのを覚えています。その言葉は宮古の方言でしたが、その時は父が外国語を話せるのかと思ひ驚きました。いまでも方言はあまり分かりませんが、同世代だとそういう人は多いと

思います。ちょっと寂しいですね。

話はかわりますが、私は昨年度関東地方整備局の横浜国道工事事務所に出身していました。昨年はNHKで「ちゅらさん」をやっていた事もあり、ちゅらと沖縄チームで近くのスーパーでも沖縄物産展をやっていたり、沖縄料理店が横浜の地元雑誌の人気ランキングに入ったり、職場でも海人（うみんちゅ）Tシャツを持っていて人がいたり、沖縄出身者としては少しの気分でした。親の話を知ると、昔は本土の人に対してコンプレックスがあったそうです。今はそんなことはなく、対等かそれ以上になっている所もあるように思います。

本土に出てみて外からみた沖縄は、まだ独特な部分が残っている日本とは少し違った雰囲気をもった場所というイメージでした。四月にこちらに帰ってきましたが、やっぱり沖縄は最高ですね。これからは沖縄らしさを無くさないように、発展していってほしいですね。



A photograph of a dolphin leaping from the water in front of a large, modern building complex, likely a theme park or resort. The dolphin is captured mid-air, with its body arched and fins visible. The building in the background is a large, multi-story structure with a prominent glass tower and a curved facade. A large crowd of people is gathered on a platform in the foreground, watching the performance. The sky is clear and blue.

ホームページアドレス <http://www.ogb.go.jp>

☆局報「群星」に対する「皆様の声」をお待ちしています。